

祭礼の練物 岡山東照宮祭礼

福原敏男

A Ceremonial Parade: A Case of Okayama Tōshōgū

はじめに

- ① 岡山東照宮祭礼研究史
- ② 『東照宮祭礼賦物図巻』
- ③ 練物の解釈
おわりに

【論文要旨】

つくり物・仮装・山車・囃子などが氏子町中を練り歩く祭礼練物は近世以降の伝統的都市を説明するキーワードであるが、毎年あるいは数年で変化するので資料が残りにくい。そのため研究が甚だ遅れている。本稿では、資料が豊富な岡山東照宮祭礼をとりあげて、祭礼練物の意味について考えてみたい。

岡山東照宮の祭礼は江戸幕府の崩壊と明治政府の神仏分離政策によって途絶えてしまった。その原因はこの祭礼が「権力の祭」であり、岡山町人に根づいていなかったからであろうか。

最近、近世都市史研究において、祭礼行列を分析する成果が出されている。武威を可視的に誇示し、表現する政治文化という見解も出されている。特に藩主が徳川政権の許しを得て勸請した東照宮祭礼は政治・イデオロギー性をもつとされる。

『東照宮祭礼賦物図巻』は岡山の東照宮祭礼における町方練物を描いた絵画資料である。元文四年（一七三九）から四年間行われた、城下町六二町の惣町参加による祭

礼練物「庭訓売物」を描いた絵巻である。「庭訓売物」は『庭訓往来』に記された諸国商人を主題にした「つくり物風流」の行列である。「庭訓売物」は東照宮祭礼の歴史のなかでも町方住民祭礼参加のピークに位置づけられている。岡山城下町の有力町人たちは藩権力と結びついて領国経済を掌握してきたが、一八世紀末頃になると、在方商業が海（河）港を中心にして、近辺農村地帯をも巻き込んで進展した。在方商業の開方性と城下町商業の閉鎖性が際立ち、城下町商人は経済的には衰退していったのである。

「庭訓売物」の四年間は城下町が経済的に在方の優位にたち得た、最後の煌めきであったのかもしれない。惣町参加を造形的に表現した「庭訓売物」は、城下町住民、なかでも当時の人口の過半数を占めた城下町商人のロア（物語）を造型化したものでなかったか。

はじめに

仮装、つくり物、山車、踊屋台、囃子などの行列が氏子町中を練り歩く祭礼練物（遼物と表記される場合も多い）は近世以降の伝統的都市祭礼を解明するキーワードであるが、田中緑江氏・鳥寒三郎氏などのほかは、まとまった研究成果は少ない。

練物は神輿渡御の前後を進みながら、途中氏子町を巡り、神社と御旅所を往復する形態をとることが多い。一般に行列全体を練物と表現する。練物は遊廓の年中行事として行われることもあったが、これは祭礼に見立てられたものである。

練物の主題に関する最近の研究では、大西廣・太田昌子氏による京都祇園祭の山鉾研究が興味深い。両氏は現在の山鉾を中国主題（孟宗山・函谷鉾・伯牙山・郭巨山・鶏鉾・白樂天山）、日本神話（占出山・月鉾・岩戸山・船鉾・役行者山・鈴鹿山）、神話以外の日本主題（長刀鉾・木賊山・霧天神山・綾笠鉾・保昌山・太子山・若刈山・四条傘鉾・山伏山・油天神山・放下鉾・橋弁慶山・黒主山・浄妙山・八幡山）、中国・日本混交主題（菊水鉾・蟻螂山・鯉山）、仏教主題（北観音山・南観音山）の五つに分類し、つくり物には京都住民のイメージ生活が反映していることを論じた。両氏の言葉を借りると「どんな社会もその社会を心理的に統合するイメージを必要とし、ロア（物語）を必要としている」という。山鉾には歴代の京都の町衆・町人のフォークロア、首都ロアなどという自生的ロアの上に、超民族的な普遍性の装いを持つ仏教のロア、チャイニーズ・ロアなどがかぶさって重層的に堆積しているというのである。

筆者は、本来一回性を旨とした風流つくり物が、さまざまの時代に風流本来の生命を漸次終え、各山鉾の主題として固定化し、現在の形になっ

たものと考えている。それは京都のみならず、各地の都市祭礼についてもいえることである。特に、近世前期に諸都市が一斉に成立したことにより、他都市の影響を受けつつも、各地で独自に祭礼文化が醸成された。この祭礼行列は神輿渡御と練物から成ることが多く、家臣団が置かれている城下町ではこれに家臣団の行列が加わる場合がある。

神輿渡御や家臣団行列（供奉）が画一的で無個性なのに対して、練物は各町あるいは数町単位で山車・芸能などの出し物をもって参加する。神幸途中や御旅所においては、勢ぞろい・先駆けなどのアトラクションを上演するなど、競争して祭礼を盛り上げる。

練物は神輿渡御に付随・付属する「付祭り」ともいわれるが、むしろこの練物にこそ各都市の個性がいかなく発揮され、山車やからくりなどを作る職人の技能が凝縮されている。練物は各都市にとって、あたかも地層の断面のような、各時代の流行・嗜好・世相の記憶装置といえるかもしれない。

現在においても変化しつづけている練物がある一方、京都祇園会の山鉾が中世において固定化を始めたように、ある練物を例にとれば金具や彫り物で飾られることなどにより、経済的・技術的な面から変化が不可能となった。

また、練物は風流つくり物から構成されるので、意表をつけて人目をひくものが風流であるという美意識からいえば、町人の創意工夫によって作られた練物といえども、次第に倦きられるなどの理由から歴史の流れに消え去ったものがほとんどといえる。

本稿では、城下町岡山の祭礼である岡山東照宮祭礼を例にとり、近世都市祭礼における練物の意味について考えてみたい。

岡山城下で練り広げられた祭礼行列は、神社側の神輿渡御・岡山藩家臣団の供奉・氏子町方による練物から成っていた。前二者はあまり変わらなかったが、練物は時代によって変化し、そこには都市住民の生業、

藩主の趣味・性向、瀬戸内海上交通圏としての立地条件などがさまざまな形で反映したものと思われる。実際、領主による規制と緩和、マンネリ回避、経済事情、自然災害などを背景とし、多様な練物が創造されては消えていった。このなかに、たった四年で消え去ってしまった「庭訓売物」（史料上の名称）という練物があった。

「庭訓売物」は、一四世紀後半に成立したとされる『庭訓往来』に記された諸国名産物を、仮装・つくり物・山車によって表わしたものであった。『庭訓往来』には売り歩く商人の記述はないが、岡山城下町の町人は、各地の特産物を運搬して売り歩く商人や、職人の風俗を造型化したのである。

個別の岡山東照宮祭礼について考察する前提として、東照宮祭礼一般の研究史についてふれておこう。

東照宮祭礼の多くは維新期に廃絶を余儀なくされたので、民俗学・宗教学・人類学・社会学など現行の祭礼を研究対象とする諸学による研究は遅れていた。しかし近年、近世祭礼を権力論的視点から研究する傾向の一環として、東照宮祭礼の研究がさかんになっている。近世に生まれ、多くが近世とともに滅んだ、その意味では最も近世的と考えられる東照宮祭礼を題材に、政治都市である城下町を考えようとする試みである。具体的には、久留島浩⁽⁷⁾、黒田日出男⁽⁸⁾、ロナルド・トビ⁽⁹⁾、倉地克直⁽¹⁰⁾、中野光浩⁽¹¹⁾、藤本清二郎⁽¹²⁾などの諸氏の研究があらわれたのである。

先ず、先行研究⁽¹³⁾によって東照宮勸請と東照宮祭礼の概略を記しておく。

徳川家康を東照大権現として祀る幕藩体制の成立によって、東照宮が元和・寛永期をピークとして多くの藩に勸請された。東照宮は將軍家の祖神として至高の位置を占めていたので、東照宮を領内に勸請することは、特に外様大名にとっては自家の資格を確立することであった。

勸請は、將軍家との血縁関係の親疎や、大名家の分際（特に譜代大名）

などを基準に許可された。

藩主による東照宮勸請は支配権確立の一環であり、公儀への奉公、言いかえれば藩政確立のための精神的バックボーンとして、東照大権現の威光がかかげられた。その結果全国で五五〇社以上もの東照宮が創建され、近世権力は各都市で東照宮という新しい神格をまつる祭りを創始した。これらを東照宮祭礼と総称する。

また幕府は、武家国家の象徴である日光東照宮を東アジアの守護神にしようと、朝鮮通信使に参拝させたり、オランダ商館に命じて灯籠を寄進させ荘厳を図るなど、東照宮を国家アイデンティティーの精神的紐帯⁽¹⁴⁾とした。

このような城下町の東照宮祭礼を素材として、権力と儀礼の相関関係の特質を考えようとするのが近年の研究動向である。

これらの研究は、祭礼を担う都市民と政治権力との相克を叙述する姿勢が弱かった従来の祭礼研究を止揚しようとする試みであるとも受け取れよう。

さて、中野氏によると、近世都市祭礼は「藩主催の官祭」と藩の保護・規制はあるが「町人主導型のもの」とに大別でき、藩主によって各城下町に勸請された東照宮祭礼は、正に典型的な官祭とされる⁽¹⁵⁾。

黒田氏は東照宮祭礼の持つ政治性・イデオロギー性を抜きに近世の祭礼を語ることはできないとする。祭礼は藩権力によって挙行（場合によっては中止）されるものであり、祭礼行列は武威を民衆の前に可視化する政治文化であると捉え、権力が祭礼という文化装置を政治的に利用する構図を指摘する⁽¹⁶⁾。

城下町における練物は藩主の家臣団の行列の前後を行く事例もみられることから、練物は民俗的想像力から造型化された産物であるという面と同時に、藩主が棧敷から上覧、検分する軍事的行進のなかに置かれているという側面も考察されねばならない。

江戸の天下祭りのように、御旅所を城中やその付近に設定し、藩主や将軍が上覧することを目的とする祭礼がその極みである。

以上のような都市祭礼研究動向によると、東照宮祭礼の多くが、江戸幕府の崩壊と明治政府の神仏分離政策によって命脈を断たれたのは、東照宮祭礼が「権力の祭」であり、民衆に根づいていなかったためと考えられる。

従来の祭礼研究が、政治や権力関係を視野に入れない祝祭論的研究であったことの反動からであろうか、近年の研究には「町人の祭礼としての東照宮祭礼」という側面からの言及が希薄である傾向が否めない。

しかし、各地で創始された東照宮祭礼が、幕末まで一環して藩の支配イデオロギー貫徹のための装置だったとは考えられないのである。

少なくとも、岡山の場合は倉地氏の言うように、「東照宮をめぐる権力と民衆のせめぎあい」はもう少し複雑な様相を呈していた⁽¹⁷⁾のが現実なのである。

それでは岡山東照宮祭礼の練物の場合、町人のフォークロアと武家の統治のロアの葛藤のなかで、いかなる造型が選択され、どのような主題シンボルが都市民の心をつかんだのであろうか。

それは民俗的想像力のみから解明され得る問題ではなく、逆に権力との関わりでのみで解明できる単純なものでもない。

同時代の時事、風刺、風俗などを練物に採用する場合、様々な制約があったものと思われる。つくり物風流が見物人に受け入れられるには当座性が重要であるため、この問題に直面せざるを得ず、歌舞伎の場合は設定の時代を遡らせ、仮託する方法などによって解決の道を探った。そのような創意工夫、規制と緩和のせめぎあいのなかで、つくり物の内容が選択されていたのであろう。

「庭訓売物」も、こうした支配層と被支配層の関係のなかで表現された練物と推測される。

本稿では、主に『東照宮祭礼賦物図巻』(国立歴史民俗博物館蔵)を素材とし、「庭訓売物」について考えてみたい。

註

- (1) 平安時代から中世の都市祭礼においては、祭礼行列を渡物と称していたが、渡物と近世以降の都市祭礼の練物とは区別して考えた方がよいであろう。
- (2) 田中緑紅氏「祇園祭ねりもの」(上)・(下)、京を語る会、一九六〇。鳥寒三郎氏「飯田のおねり祭り」山村書院、一九三八。
- (3) 「安土城の中の「天下」襖絵を読む」朝日百科日本の歴史別冊歴史を読みなおす一六、朝日新聞社、一九九五。
- (4) 同右、二頁。
- (5) 植木行宣氏「山鉾の変遷」(祇園祭大展)図録、一九九四、「山鉾の祭りの成立と発展」(滋賀県長浜市教育委員会長浜曳山祭総合調査団編「長浜曳山祭総合調査報告書」、一九九六)。
- (6) 風流つくり物に関しては、岡崎義恵、伊勢宗治、郡司正勝、本田安次、喜多慶治、祝宮静、西角井正大、植木行宣、山路興造、守屋毅、佐野みどり、稲城信子、日高薫、作美陽一、福岡裕爾など諸氏の研究が積み重ねられている。国立歴史民俗博物館においても一九九六年より「つくり物」の総合的研究(日高薫氏研究代表)という共同研究会を行っている。
- (7) 「祭礼の空間構造」『日本都市史入門』I空間、東大出版会、一九八九。「都市の祭礼研究ノート—東照宮祭礼を中心に—」国立歴史民俗博物館共同研究口頭発表資料、一九九七。
- (8) 「新発見の天下祭り絵巻 龍ヶ崎市歴史民俗資料館蔵『神田明神祭礼絵巻』の紹介」『龍ヶ崎市史研究』六、一九九二(後、「天下祭り絵巻の世界 龍ヶ崎市歴史民俗資料館蔵『神田明神祭礼絵巻』」王の身体 王の肖像)平凡社、一九九三に収録)。「祭り」の時代としての近世」土浦市立博物館特別展図録「にぎわいの時間—城下町の祭礼のその系譜—」、一九九三。「都市祭礼文化研究の現在」川崎市立博物館特別展図録「川越水川祭礼の展開」、一九九七。
- (9) 黒田氏との共同責任編集「行列と見世物」朝日百科日本の歴史別冊歴史を読みなおす一七、朝日新聞社、一九九四。
- (10) 「東照宮祭礼と民衆」『日本思想史研究会会報』七、一九九六。「東照宮祭礼について」『近世の民衆と支配思想』柏書房、一九九八。
- (11) 「和歌山東照宮祭礼めぐって」『地方史研究』二五六号、一九九五。「仙台東照宮祭礼の歴史的特質について」『地方史研究』二六一号、一九九六。「岡山東

照宮の祭礼について」横浜国立大学大学院ゼミナール口頭発表資料、一九九六。

(12) 「和歌祭りと城下附かわた村」(和歌山地方史研究)、二五・二六、一九九四。

(13) 高藤晴俊「家康公と全国の東照宮」(東京美術、一九九二)。清水実氏「元和寛永期における久能山東照宮の変遷」(神道及び神道史)四五、一九八七。曾根原理氏「会津地域における東照宮信仰」(神道古典研究所紀要)四、一九九八。

(14) 朝尾直弘氏「第六室へようこそ」日本歴史館、小学館、一九九三。

(15) 前掲「仙台東照宮祭礼の歴史的特質について」。

(16) 「都市の祭礼文化」前掲「行列と見世物」。

(17) 倉地氏前掲「東照宮祭礼について」一九七頁。

(18) 本稿の執筆動機の一つは、「東照宮祭礼賦物図巻」に関する、筆者の誤りを訂正する点にある。本資料名は箱蓋表に墨書されている名称によったもので、そのほかの付属資料はなく、一九九四年度に国立歴史民俗博物館が購入した資料であり、伝来は不明である。一九九四年の国立歴史民俗博物館企画展「描かれた祭礼」に出品した時、筆者は「日光東照宮祭礼賦物図巻」と資料名を付け、他の日光東照宮祭礼絵巻と同じコーナーに展示してしまった。展示図録や展示場解説には日光東照宮祭礼であることは明記しなかったが、資料名をつけるという、最も大切な点で過ちを犯してしまった。東照宮祭礼絵画資料の現存作品としては日光東照宮祭礼が抜きん出て多いため、諸国の東照宮祭礼の多様な在り方の知識の欠如を露呈してしまった。展覧会後、日光東照宮の高藤晴俊氏より日光東照宮祭礼ではないとの指摘を受けた。一九九六年夏、中野光浩氏からは岡山東照宮祭礼である可能性を指摘されたことに学恩を受け、ここに訂正するものである。なお、本巻は林原美術館所蔵の「菖蒲賦物絵」と同じ絵師の手になるものである。「菖蒲賦物絵」は寛保元年の端午節句の練物を描いたものであり、両巻ともにも岡山藩主池田家に伝来したものである。「菖蒲賦物絵」に関する考察は後日を期したい。

① 岡山東照宮祭礼研究史

現在の岡山市東山、近世には門田村幣立山と称した微高地の頂上に玉井宮と東照宮が並び祀られている。岡山駅から市電の東山線に乗り、終点の東山で降りると遊園地に隣接して新しい社殿がある。近年の火災の後、再建されたものである。

この東照宮は、もともと八幡宮(玉井宮)とその社僧寺である大徳院があった城下東の外れの当地に、正保二年(一六四六)、岡山藩主池田光政が岡山城の鎮守として勧請したものである。光政はすでに寛永末年に東叡山門跡天海に東照宮勧請を願ひ出ており、この時期は家臣団の整備、行政機構の確立、基本的な法令の整備など藩政の進展がみられた時期であり、東照宮勧請もその一環として行われたであろうことが指摘されている^①。

東照宮には社領三百石が付され、別当寺として東叡山寛永寺末の利光院が定められた。玉井宮は南方に移されたが、維新以後東照宮に合祀され現在に至っている。宗教法人名を玉井宮東照宮というが、現在では玉井宮の方がよく知られている。

東照宮祭礼は遷宮の翌年、正保三年から慶応三年(一八六七)まで毎年行なわれ、地元では権現祭といわれた。祭礼当日朝、神輿と練物は出発し、御野郡南方村内の、南流する旭川の右岸川端(現岡山市兵団)にある東照宮御旅所に達し、その日のうちに神社に帰った(図一)。御旅所は城下町北端に接する位置にあり、空間的にみると行列は城下南東端から、城下北端までを往復することになる。その前後を岡山藩の家中武士が供奉し、町方より練物が参加した。その行列は先頭が御旅所に着いたころ、後尾はまだ東山のあたりにいたと伝えられるほどの長い行列であった^②。城下町の中央部を縦断する行列ルートは時代によって若干変更されたが基本は図一のように変わらず、往路は三五町(約三・八キロ)、復路は城中の内山下(二の丸)を通る四九町(約五・三キロ)、往復九キロ強の強行軍であった。

幕末の狂歌師、肥後長(おひげなが)の「東照宮祭礼」によると、神輿が山を下るのは午前六時、神幸道筋では役人が街角を固め、竹垣の前に結び、白「建て砂」をし、町屋では金屏風をたて、緋毛氈を敷き、店の座敷の幾所に酒宴を設け、竹笛と豆鼓を吹く音が響き渡っている、と幕末の祭礼の様

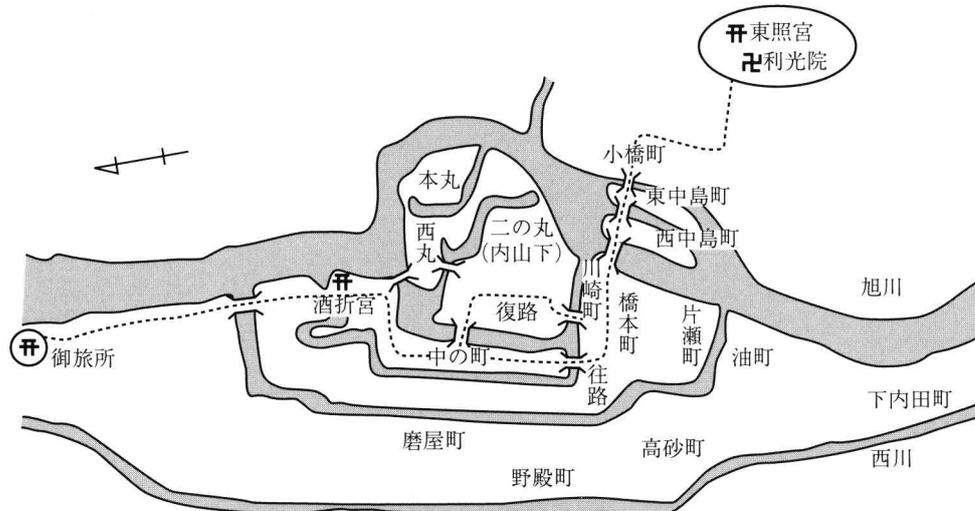


図1 岡山城下ならびに渡御行列順路
町名を記した12町は、当初東照宮氏子とされた町々である。
(倉地克直氏「東照宮祭礼について」掲載図に福原が情報を付加した)

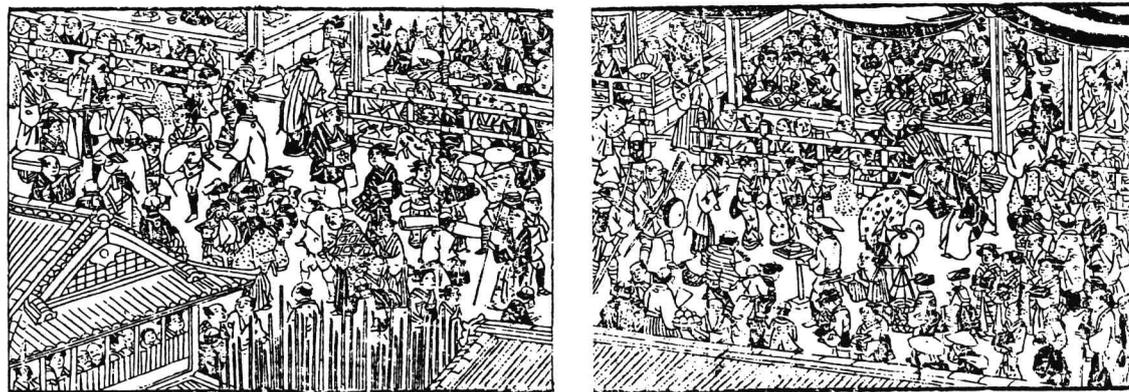


図2 『岡山東照宮御祭礼略図絵』より

子が活写されている。図2の『岡山東照宮御祭礼略図絵』に描かれているのは、「建て砂」をして祭礼行列を待つ町方の賑わいであり、町家も棧敷として使われている様子がよくわかる。祭礼は慶応三年で断絶したが、秋祭りのみは庶民の娯楽として復活したようであり、神野力氏の著作³を参照して、近代の秋祭りについて触れておこう。

岡山市の秋祭りは岡山神社（酒折宮）からはじまって今村宮、玉井宮と地域的にも三分されて行われる。しかし、氏神、氏子は違っても形式はすべてが同じで、各町内ごとに大太鼓を乗せた花車を、法被をきた大人や子供たちが綱でひっぱり、弓張り提灯をふりながら印象的な備前太鼓唄をうたって宮参りをするのである。

そして、この提灯の波と笛や太鼓にあわせてうたう歌のリズムが、秋の夜の一時を神社に向かって流れてゆく情景は、岡山市に育った人々にとってはまさしくふる里への郷愁として終生の思い出である。歌のリズムは「お江戸日本橋」をくずしたようなものだが、それだけに一般にもうけ、文句も庶民的な町の歴史がつづられてなつかしさをましている。

備前岡山西大町大火事に、今屋が火元で五十五軒、こうちやえこ
うちやえ

べっぴんさんに貰うた手拭を川端の小枝にちよとかけて、こうちや
えこうちやえ

もちろんこうした行列は各町内の競演になった。ある町では花車に力を入れ、またある町では太鼓の立派さを誇りとした。また笛の名人もでて今でも何人かがその逸話とともに語り伝えられている。同時に行列の先駆をつとめる獅子もその獅子頭の優劣がやかましかった。

その大半を戦災によって消失してしまっただが、出石町の獅子などは、町内の気風も伝わって、かつて名作を誇った獅子頭こそなくなっただが、親子三匹の獅子が、笛と太鼓につれてうたいだされる備前太鼓唄のリズムにのって、楽しく踊りたわむれる姿は、また新しいスタイルとして次



第に岡山名物の一つになりつつある。

城下町岡山の鎮守であった岡山東照宮は廢社されないまでも、近代都市岡山の氏神ではなくなった。岡山神社・今村宮・玉井宮が岡山の氏神となることにより、氏子圏が三分された。しかし、もとは同じ東照宮祭礼であったので、近代に再興されても形式は全て同じであったのである。

もし、東照宮祭礼が近世を通じて上から押しつけられたものという意味しか持たなかったら、このような形で、つまり庶民から望んでの復活はなかったのではなからうか。

さて、すでに岡山東照宮祭礼については、岡山大学図書館蔵「池田文庫」・岡山市立図書館蔵「国富文庫」などの豊富な文献史料をもとに研究が進展している。特に、一九九六年の倉地論文「東照宮祭礼について」は、詳細な通史叙述、歴史的意義づけの点でも卓越しており、この論文に付け加えることはほとんどないといってもよいが、それ以前の研究史を整理しておくことも必要であろう。

従来の研究において不思議にも触れられて来なかったが、その研究の

嘯矢は大正九年(一九二〇)の『岡山市史全』⁽⁴⁾の第三編「寛永移封以後
廃藩置県迄」、第一章「年中行事」、一「権現祭」の記述(蜂谷時順氏
執筆と思われる)にある。

「権現祭」は『寺社奉行森川助左衛門筆記』、『備陽記』、『古老談話』を
主たる史料として、東照宮造営の経緯、氏子の選定、社僧利光院につい
て記述した上で、権現祭について言及している。以下、主要な点を箇条
書きにしよう。

・東照宮勧請に際して、幕府から祭礼は四、九月の二季のみに限定す
る内達があったので、藩主池田光政在国の正保三年は九月一七日、
翌年の江戸参勤(藩主国元不在)の年は四月一七日に執行という隔
年交替に決まった。⁽⁵⁾

・祭礼創始より、武家屋敷に住む家中武士の一部とともに、町方一二
町が東照宮の氏子として定められ、上之町の花踊り(三〇人の唐人
踊り)、中之町の山伏大峰入六〇人(天狗山猿)、下之町の石引踊り、
西大寺町の雪引踊りが参加している。⁽⁶⁾

・享保二(一七一七)～二(一七一七)までは藩主継政が入国していなかっ
たので、祭礼は毎年四月に行われ、同七年以降前規に復し、藩主参
勤の享保七年を四月一七日、在国の翌八年を九月一七日執行とし、
以来権現祭廃止の明治元年に至る。

・御旅所における家中馬揃、承応三年(一六五四)の水害による練物
廃止と御旅所損壊、明暦二年(一六五六)から寛文五年(一六六五)
の流鏑馬流行、寛文六年よりの甲冑騎馬武器と神輿渡御の行列次第、
天和元年(一六八二)以降の競馬、元禄一〇年の町方練物再興⁽⁷⁾、尾島
五流山伏の祭礼供奉、以降の町方練物の変遷についての記述がある。

・「備陽記」を典拠として、元文四年の二ヶ町による「庭訓売物」
の再興に言及し、売物名と町名を列挙しているが、この練物が毎年
の例となったか否かは不明としている。

・嘉永、安永期以後の町方練物は、笠鉾、武者、囃段尻の三つに減つ
たが、家中の行列威儀は盛時と変わらない(「御祭礼供奉御行列」水
野正之氏所蔵文書)。藩主は祭礼前日に予め東照宮に社参して、渡
御の道筋及び御旅所の下検分をし、御旅所より船で後楽園に入り、
翌祭礼当日は後楽園より船で御旅所に至り、神幸を待ち、御旅所の
儀式と馬場における競馬が終わると、再び船で後楽園に帰館するも
のとしている。

以上のように、「権現祭」は、典拠史料によって若干問題がある記述
はあるが、町方練物の変遷など、祭礼の成立から終焉まで、過不足なく
全体像を把握しているといえるが、祭日の問題と「庭訓売物」の記述が
再考すべき問題として残されている。

先ず、祭日の問題である。家康は元和二年(一六一六)四月一七日に
亡くなり、その遺言により一年後、下野日光山に勧請されて神として祀
られた。すなわち、四月一七日將軍秀忠参列のもとで祭礼が行われて東
照宮が鎮座し、以降、毎年この日を祭日としている。⁽⁸⁾ 岡山の四月祭礼の
祭日もこれに倣ったのであろう。

光政は「先祖と將軍への忠」である先祖祭り⁽⁹⁾と軍陣を藩の大事とし、
儒教主義を信奉する忠孝の権化であるとされる。彼は、將軍への忠は、
將軍から預った国(藩)の統治をまっとうすることで果たされると考え、
幕藩秩序を主体的に担うことを自らの使命とした。

光政は他の藩主と同様、東照宮祭礼を、徳川氏による支配イデオロ
ギー貫徹のための、「岡山城と城下町の鎮守の祭礼」と位置づけた。在
国中には先祖の忌日と四季に儒式の祭りをを行い、参勤年には、岡上で東
照宮祭礼が行われている四月一七日、將軍が紅葉山東照宮に家康忌日の
参詣する供をしている。⁽¹⁰⁾

祭礼創始の年は幕府の関与により、光政在国の九月に決まっていたと
すれば、一七日という祭日は四月の方にあわせたのであろう。

表1 「吉備温故秘録」の「庭訓売物」(町組)については下段の本文中に説明がある。

行	列	庭訓往來の名産物	仮装・つくり物	町名	町組		
61	59	奥染(漆)	荷ふ	岩田町	上・頭		
57	55	和泉酢	壺に入荷ふ	富田町	上・外		
53	51	河内鍋	荷ふ	萬町	上・外		
49	47	淀鯉	網に入、二人指合	大雲寺町	下・外		
45	43	越後塩引	つとかたけ	大工町	下・外		
41	39	奥州金	車にて四人引、上五人	上之町	上・頭		
37	35	伊予簾	荷ふ	妹尾町	下・外		
33	31	佐渡杓	籠入荷ふ	野殿町	中・外		
29	27	上総鞆	荷ふ	桜町	下・外		
25	23	丹後精好	負	東中嶋町	中・外		
21	19	醍醐烏頭布	めかにて荷ふ	浜田町	中・外		
17	15	城殿扇	おい	常盤町	中・外		
13	11	高野剃刀	ひぢり	高橋町	下・外		
9	7	宝町伯棗	包をかたけ	平野町	下・外		
5	3	猪熊紺	竹にて荷	塩見町	上・外		
1		浦之間丸	帳そろばん持共三人	西大寺町	上・頭		
62	60	筑紫米	船につみ引	川崎町	中・頭		
58	56	若狭椎	草籠に入荷ふ	小畑町	上・外		
54	52	能登釜	二人釜	丸亀町	上・外		
50	48	土佐材木	三人指合、以上	船着町	下・頭		
46	44	備中鉄	そくひかたけ	下市町	上・外		
42	40	出雲鉄	荷ふ	末山町	下・外		
38	36	讚岐四産(産)	荷ふ	小の野田町	下・外		
34	32	伊勢切(付)	荷ふ	磨屋町	中・外		
30	28	上野綿	荷ふ	森下町	中・外		
26	24	美濃上品	おい	片瀬町	中・外		
22	20	東山蕪	荷ふ	上出石町	上・外		
18	16	仁和寺肩作	坊主	難波町	上・外		
14	12	大原薪	女かへり	二日市町	下・外		
10	8	鳥丸烏帽子	台に入、指合以上三人	上内田町	下・外		
6	4	六條染物	五色たんざくおい	山崎町	上・中		
2		大舎人綾	おい	橋本町	中・頭		
				宇治布	売手女二人	栄町	中・中
				豊嶋産	になふ	廣瀬町	上・外
				奈良刀	持手共二人	古京町	中・外
				小柴黛	包さけ	瀧本町	上・外
				鞍馬木芽漬	つなど荷ふ	高崎砂町	中・外
				加賀絹	おい	下出石町	上・外
				信濃布	おい	片瀬町	中・外
				武蔵鏡	荷ふ	油町	下・外
				伊勢切(付)	三人指合、以上	森下町	中・外
				讚岐四産(産)	荷ふ	西中嶋町	中・外
				播磨相原	荷ふ	磨屋町	中・外
				出雲鉄	荷ふ	小の野田町	下・外
				長門牛	二人引	中之町	上・中
				備中鉄	そくひかたけ	下市町	上・外
				隠岐鮑	海土荷ふ	野田屋町	上・外
				近江鮒	篋に通しかたけ	尾上町	下・外
				土佐材木	三人指合、以上	船着町	下・頭
				能登釜	二人釜	丸亀町	上・外
				備後酒	狸々二人指合	小橋町	中・外
				若狭椎	草籠に入荷ふ	小畑町	上・外
				宇賀昆布	かいてかたけ	小原町	下・外
				夷鮭	荷ふ	仁王町	中・外
				筑紫米	船につみ引	川崎町	中・頭

次に「庭訓売物」であるが、この記述は『備陽記』の追加、卷三二所載の「東照宮聞伝記」によったものであろう。残念ながら『備陽記』のこの記述は池田文庫の「御祭礼聞伝記」と同様、一〇二二番の、練物の三分一のみしか記されておらず、後半四一番が省略されてしまっている。

研究史上、二番目に注目すべきは昭和六年(一九三二)に、『吉備群書集成』第九輯として『吉備温故秘録』第六八卷(東照宮御祭聞伝大概)が刊行されたことである。¹¹⁾その中の「御祭礼年留」は祭礼の編年記録であり、この元文四年九月一七日条には表1の六二町の出し物が記されており、「庭訓売物」の全容が一目でわかるようになったのである。同表下部の町組は筆者が付加したもので、上段が行政区分である上・中・下町の区別を、下段は宅地税賦課を基準とした町の格式をあらわす頭・中・外町の区別を示した。

一九六三年には池田家の通史である『池田家履歴略記』が刊行され、¹²⁾ここにも東照宮祭礼の歴史が詳細に記されている。

一九七七年には蓬郷巖氏の『岡山の風俗』(岡山文庫)「東照宮祭礼の行列を迎える人びと」の項に近世末期に版行された『岡山東照宮御祭礼略図絵』の抜粋が掲載され、さらに同氏は一九八三年に岡山市立図書館に収蔵されている同史料の全てを、解説を添えて刊行した。¹⁴⁾

一九八三年には『玉井宮東照宮誌』が刊行された。¹⁵⁾この第六章「東照宮」は一節七〇頁にわたり、祭礼の変遷に関しても詳細な叙述がある。この記述は『池田家履歴略記』に拠っているものと思われる。ちなみに本書巻頭に写真掲載されている「東照宮御神幸(版画)」は前述の『岡山東照

宮御祭礼略図絵』のことである。

一九八八年に発表された倉地克直氏の「東照宮祭礼と民衆」は簡潔に氏の論点が集約されている。そして、一九九六年、同氏の「東照宮祭礼について」が現れるのである。以下、倉地論文で注目される点を列記しよう。

第一点は、祭礼に家中武士を参加させたのは「役」であると明確にした点である。神輿渡御の供奉（馬揃）、流鏑馬、甲冑騎馬による武者行列、東照宮における儀式への参列、御旅所や沿道各所での警備などは、家中武士の勤めるべき「役」として課された。祭礼参加を通じて、家臣たちに公儀や藩主に対する奉公の意識や為政者・治国の主体としての自覚を促すためである。藩主が馬揃えを検分するのは軍事的訓練の意味もあり、家中武士の威勢（武威）を領民に誇示する意味を持っていた。家臣たちにとっては、自らの履歴書である「奉公書」に祭礼時の勤役を記すことが、ステータスを示す証となった。

第二点は祭礼創始年から、町方練物という形で町人へ参加を強制したのは町人への「役」であるとした点である。領主側は練物という形で町人をも取り込み、彼らにも冥加を与えた。つまり、祭礼は幕藩領主の「恩」的秩序を象徴するものであった。町方五町から練物が出、氏子惣町の町々の代表を正装で供奉させたのは、彼らに現在の秩序（武家支配）の正当性を意識させるためである。領主側は祭礼のもつ社会的統合機能を重視し、当初から町人を祭礼の一部に位置づけた。

第三点は、第二点と表裏の関係にあるが、民間の遊芸に対する統制の影響を指摘したことである。岡山の場合「何か事があれば、『成人』が集まり、『町筋』に溢れだす遊芸のエネルギー」を、東照宮祭礼の町方練物という形で発散させ、社会的統合の場とした。東照宮祭礼以外の盆踊り、五月節句、春秋氏神祭礼を規制することによって、城下町の鎮守祭礼である東照宮祭礼に統合しようとした。祭礼には、町人の遊芸へのエネルギーが随時流れ込み続けるので、町方練物の内容には流動性が伴うことになる。

第四点は、元禄一二年（一六九九）に四五年ぶりに町方練物が復活する社会的背景を次のように指摘したことである。元禄期の岡山藩は近世的な生産基盤が整備され、藩主池田綱政が芸能に強い関心をもっていたため、上方を中心とした元禄文化の風潮が岡山町方民衆の遊芸へのエネルギーを刺激した。練物復活の直接の力は町方住民自身の要求であったが、藩と町方両者の意図と要求があいまって復活したことを指摘する。

第五点は、元禄から宝暦にかけての時期は祭礼が最も高揚した時期であり、神輿渡御行列の参加者は毎年一三〇〇人を超え、その内町方からの参加者は五〇〇人を超えることもあったことを指摘した。正徳元年（一七一）九月には布袋の飾り物の山車を曳き、その前で朝鮮風の服装をした唐子たちが踊る「唐子布袋車」が登場した。この先頭の「下官笛吹」には、朝鮮通信使行列における喇叭吹きが影響していることを指摘し、ちょうどこのころ將軍家宣の襲職を祝賀する朝鮮通信使が瀬戸内を通過して大坂に到着しており、「唐子布袋車」のつくり物が実際の通信使の通行と呼応していることを推定している。享保末年には財政難に陥っていた藩側は儉約を理由に何度か行列の縮小をはかったが、その期間が過ぎると練物が復活し、主導権は町方が持つようになった経緯を記述した。第六点は、近世後期の祭礼の性格の変化を指摘したことである。宝暦一三年の儉約令による練物縮小後の変化、一九世紀初頭からの祭列の請負化、町内若者たちが「祭礼と相唱」える行動や祈禱と称して初穂を集めるなど、近世後期には初期の東照宮祭礼とは異なる形でエネルギーを噴出し始める。東照宮祭礼の民衆祭礼化がすすみ、本来の「公儀の神」としてのイデオロギーが希薄化する危険を避けるため、領主側の規制により縮小固定化した。

第七点は、祭礼の参加は基本的に家中武士と城下町住民に限られていたことを確認した上で、祭礼が領国支配の拠点としての城下町そのものを荘厳する儀礼であり、城下町の精神的文化的優位性を象徴する行事で

ある、と結論づけたことである。

以上のように、二二〇年余りの歴史をもつ岡山東照宮祭礼は、時代によってさまざまな性格を表している。倉地論文は非常に複雑な祭礼の諸側面を見事に切り取ってみせてくれ、すべての指摘が重要であると思われる。ただ、些少な点ではあるが、次の点で異議を唱えたい。

倉地氏は祭礼創始時の町方練物を藩から強制された町役負担の一つと解するが、この点については筆者は以下のように考える。

町方一二町が氏子とされ、祭礼前日に初穂を奉納させられ、あるいは祭礼費が割り当てられて代銀が上納されている。練物を出した五町は近世前期の「内町」(町の格式が上)であり、練物に参加することは城下町当初の正規の構成メンバーとして認知された証であった。つまり、経済的に町役負担はするが、その見返りとして祭礼の看板である練物を出すことができるという矜持がもてたのではないか。つまり、練物は内町アイデンティティーともいえるべき、町人意識によって支えられていたのではないか。

第二点は、つくり物・装束制作に多大の費用・時間を要したと思われる「庭訓売物」がたった四年で姿を消した原因に関してである。倉地氏は、これを儉約という、上からの規制と指摘するが、そのように単純化できるのであろうか。

この時期の練物が五年単位くらいで変化し、なかには一年限りの演目も無造作に取り入れられるようになった出し物の特色は当座性、流行性、当意即妙性であり、これこそ風流の特色ともいえるべきものである。規制と流行のせめぎあい、短期間の風流つくり物を生み出していったと考えられる。

第三点は、他の年中行事などにおける芸能や練物を東照宮祭礼に統合することによって、遊芸にかける町人のエネルギーを権力の祭礼に流し込もうとしたという指摘である。今回は考察の外であるが、寛保元年五月五日の端午節句を描いた『菖蒲賦物図巻』は、東照宮祭礼に勝るとも劣

らない町方練物で賑わっている。この歳の九月の祭礼には「庭訓売物」が参加しているので、東照宮祭礼に一元化しなかったことを物語っている。中野光浩氏による一九九六年の口頭発表資料「岡山東照宮祭礼について」¹⁶は、「庭訓売物」を「庭訓往来」の近世の絵抄系注釈書の影響とみ、「江戸時代中期〜後期にかけて優勢を占めてきた絵抄系の庭訓往来の影響をうけ、練物がつくられたのではないか。諸国名物こそ主題として徳川の平和を祝う祭礼にふさわしいと考えられたのではないだろうか」と非常に興味深い見解を示されている。

確かに絵入り教科書教育における視覚イメージの影響は大きいのであろう。

石川松太郎氏の研究¹⁷によると、「庭訓往来」の絵抄が初めて刊行されたのは、刊記不記の藪田開板の『庭訓往来図抄』か、貞享五年(一六八八)三月刊行の『庭訓往来図讚』(一名、絵入庭訓往来)のいずれかであるとされている。後者においては、六一の「諸国名物」の内、四五が挿画となっており、「浦々問丸」は「交易施設」の項の挿画となっているので、合せて四六が挿画になっている。

筆者は『庭訓往来図讚』については未調査であるが、『庭訓往来講釈』などの絵抄系の注釈書に確認し得えたのは、そのほとんどが特産物のみが挿画化されている事実であった。例外的な事例として、『庭訓往来講釈』には尼が描かれており、『東照宮祭礼賦物図巻』に描かれた難波町の「仁和寺眉作」の練物がここから発想された可能性は推定できる。

結論をいうと、『東照宮祭礼賦物図巻』に描かれた商人風俗の描写と、絵抄系注釈書の描写には、かなり隔たりがあるという印象を持つ。

また、「庭訓売物」が徳川の平和を祝うもの、徳川の世を言祝ぐという見解にも一考の余地があるように思われる。当初の東照宮祭礼執行の目的は徳川の世を言祝ぐことにあったが、元禄一二年の町方練物復活以降は、練物の選択に関して主導権は町人が握っているものと考えられる

からである。

『庭訓往来』では六一の諸国名産の後に、これと対比される「異国の唐物、高麗の珍物」と記されている。「庭訓売物」には、中世京都の知識人がみた、日本の代表的な産物、名産が網羅されていると考えられる。この練物は時代的には「布袋唐子踊り」の代りに登場したものである。倉地氏のいうように「唐子布袋車」は異国、「庭訓売物」は日本を象徴するものであり、岡山城下六二町「惣町」によって日本全国を表現したのである。「庭訓売物」は惣町参加にふさわしい出し物だったのである。

一九九七年に最近の近世都市祭礼研究を総括された久留島氏は、岡山・鳥取・和歌山東照宮祭礼の共通項を以下のように指摘している。

- ①藩主の東照宮勸請・渡御から祭礼が始まる。藩主が祀る。
 - ②神輿渡御と各町（数町）単位で出される練物・出し物などの付祭りとの二重構造である。
 - ③神輿供奉をはじめ、藩士たちが「役」として動員される、軍事訓練であるともされる。
 - ④各町からの出し物（警護も含めて）は各町の町人（本来的町人）への役であること、と同時に、通行する各町に祭礼行列への「馳走」が要求されること。
 - ⑤当初から見物人が想定されているように、行列に加わる者と見物する者（見物できない者）とに分れること。見世物としての要素が強く、藩主らの上覧があらかじめプログラムに組み込まれていること。
 - ⑥他の祭礼（盆踊り）などへの規制があり、城下町惣町の祭礼であるこの祭りへの統合が行なわれること。町から溢れ出るエネルギーを散の場として設定されている。
 - ⑦時期が下るにつれて、祭礼の構造、性格に変化がおこること。
- 久留島氏の整理は、倉地氏の「東照宮祭礼について」によりつつも、より広い視点にたったものである。

註

- (1) 田中誠二氏「寛永期の岡山藩政」森杉夫先生退官記念論文集『政治経済の史的研究』巖南堂書店、一九八三。倉地氏前掲「東照宮祭礼について」。
- (2) 蓬郷巖氏「復刻にあたり」『岡山東照宮祭礼行列図』、日本文芸出版株式会社、一九八三。「岡山東照宮祭礼行列図」とは蓬郷氏が付した名称であろうが、国立歴史民俗博物館所蔵の同資料には「御祭礼略図絵 福寿堂」という表題があるところから、本稿では「岡山東照宮御祭礼略図絵」とした。
- (3) 『岡山の祭と踊』、日本文芸出版株式会社、一九六四。
- (4) 岡山市役所編集、発行。
- (5) 藤井謙治氏「武士の日常」前掲『日本歴史館』によると、光政の場合、参勤の年には三月一〇日過ぎには岡山を発ち、国元へ帰る年には四月には暇がでて五月には国元へ帰りつく。
- (6) 「権現祭」には、橋本町のみによる「庭訓売物」が当初から参加していること、上之町・中之町・下之町・西大寺町・橋本町の五町は近世前期において高い町格を示す「内町」であったこと、などの重要な記述が欠落している。
- (7) 町方練物再興は元禄一〇年ではなく、正しくは同一二年（一六九九）である。
- (8) 高藤晴俊氏前掲「家康公と全国東照宮」東京美術、一九九二、同氏「日光東照宮の謎」講談社現代新書、一九九六。
- (9) 田中誠二氏「大名の教養」『日本歴史館』小学館、一九九三。
- (10) 同右。
- (11) 吉備群書集成刊行会編。
- (12) 斎藤一興著、二六巻。日本文芸出版株式会社刊（上下二巻）は岡山市立図書館蔵八丹幸八筆写本を底本としている。
- (13) 日本文芸出版株式会社。
- (14) 註(2)。
- (15) 玉井宮東照宮誌編纂委員会編。
- (16) 横浜国立大学大学院ゼミナールにおける。
- (17) 石川謙、石川松太郎氏「日本教科書大系」第三巻古往来（三）講談社、一九六八、石川松太郎氏校注「庭訓往来」平凡社東洋文庫、一九七三、同氏著「往来物の成立と展開」雄松堂、一九八八。
- (18) 前掲「東照宮祭礼について」。
- (19) 前掲「都市の祭礼研究ノート——東照宮祭礼を中心に——」。

②『東照宮祭礼賦物図巻』

岡山東照宮祭礼を描いた絵画資料は数種確認できる。

先述した幕末の木版墨摺の冊子本である『岡山東照宮御祭礼略図絵』は岡山市立図書館・東京都立中央図書館・国立歴史民俗博物館に収蔵されている。

文久元年（一八六一）九月一七日の祭礼を描いた『東照宮御祭礼御行列之図』は林原美術館蔵の紙本著色卷子一巻本であり、もと藩主池田家に伝来したものであろう。御旅所、段尻、家中武士の供奉、傘鉾、段尻などの順で描かれている。

紙本著色三巻本『東照宮御祭礼行列』も林原美術館蔵のもので、これももと池田家伝来のものと思われる。上巻には傘鉾、武者、段尻、家中武士が、中巻には児島山伏などが描かれている。

祭礼行列は、町方練物行列と、神輿渡御を中心とした家臣団の供奉行列から成るが、以上の三種の絵画資料には練物の描写がほとんどない。描かれた歳の祭礼に練物が出なかつた理由に因るものか、神輿渡御と家中武士の供奉を中心に描いたため、練物を故意に描かなかつたものか、いくつかの理由が考えられるが、後者である可能性が高いと思われる。

これと対照的なのが、町方練物のみを描いた国立歴史民俗博物館蔵『東照宮祭礼賦物図巻』卷子一巻、紙本著色、縦二八、横二五〇センチメートルである（177～193頁）。これは「庭訓売物」の全体像をくまなく描いた作例である。賦物とは「連歌・俳諧の百韻または歌仙の一卷全体を統制し規制する形式。また句に読みこんで一卷の要になる字や詞」であり、この場合、練物が諸国名産とその商人で統一されていることをいうのであろう。

「庭訓売物」は元文四～寛保二年（一七三九～四二）の四年間のみ行われたので、この図巻の景観年代はこの四年間に確定できる。描写年代

を考える場合、林原美術館蔵の『菖蒲賦物絵』の存在が重要である。これは本来、藩主池田家に伝来したものと思われ、卷子一巻、紙本著色、跋文に「この寛保はしめのとし、端午の子とも遊び生田の氏神をいさめ」とあり、寛保元年（一七四一）五月五日の端午の節句に行われた練物を描いたものと思われる。これは描写年代と一致すると考えてもよいであろう。両図巻とも、箱蓋表に「賦物」の文字が挿入された資料名の墨書があること、絵師・工房は不明であるが両図巻とも同じ手になると思われることから、もと一組であった可能性が指摘できる。

それでは、『東照宮祭礼賦物図巻』はこの四年間の内の何年の祭礼を描いたものであろうか。祭礼は、元文四年と寛保元年が九月一七日、元文五年と寛保二年は四月一七日に行われている。『菖蒲賦物絵』が池田家伝来であるから、それと関連がある『東照宮祭礼賦物図巻』の作成注文主もやはり藩と考えるのが妥当である。すると、藩主在国の九月一七日の祭礼を描いたものと考えるのが自然であり、景観・描写年代は元文四年、ないし寛保元年であると推定できる。

城下六二町の惣町参加の「庭訓売物」は町人の祭礼参加のピークに位置づけられ、池田文庫『供奉御行列』^②によって、祭礼行列参加者の詳細がわかる。

元文四年の祭礼では家中武士と町方を合計した参加総人数一四五七人、うち町方練物役人は五五四人。町方練物役人は惣年寄二人、裁判人八人、袴着の町役人一二二人、練物役人二八二人、肝煎の者（町代共）一一〇人、練物役人の下人一四〇人から構成されている。『東照宮祭礼賦物図巻』には総計三〇一人の人々が描かれており、これは上記町方練物役人五五四人から、肝煎の者と下人を引いた三〇四人と近似し、「庭訓売物」を忠実に描いていることがわかる。

元文五年の場合は総数一四一〇人、町方練物役人は五五四人である。

「庭訓売物」が開始される前の、元文二年と三年の場合は町方練物役

人の数は同じ二五八人、総人数は二年が二一五四人、三年が一四〇人である。「庭訓売物」が参加した場合、町方練物役人約三〇〇人が増えたのである。

それでは祭礼行列全体の検討にはいる。

幕末の木版摺り資料『岡山東照宮御祭礼略図絵』(図3)によると、二人の掃除方、六人の町役人、足軽、町目付一行が町方練物を先導している。研究史のところで触れた蓬郷氏は、この諸役について、以下のように解説している。³⁾町役人は名主、判頭、組頭、同心総代などが袴または羽織袴を着し、行列の裁判世話をするために諸所に散列し、受持ちの一町限りに交代する役もある。警固の足軽は小頭が先導し、背に釘貫(備前の紋)の大紋を付けた羽織、太さ一尺回り、長さ一間ばかりの青竹を携え、行列に対して妨害をなす者があれば制戒する役である。町目付は四五〇俵の中、小姓であり、供・口取り・馬回り・槍・挟箱・草履・沓籠持ちが従っている。池田文庫『供奉御行列』の元文四年九月一七日条によると、足軽は杖突き一〇人(うち小頭一人)、町目付一行は持鎗騎馬



の堀江勘九郎と袴着一三人から成っている。

『東照宮祭礼賦物図巻』にはこれ以降の練物が描かれている。町役人三人が先導する笠鉾(昇手八人・太鼓打二人)(177頁)。これは元禄二年の練物復活時と同様である。太鼓は二人が交替して打つのであるが、髭長の「東照宮御祭礼」によると、交替要員が手空きの時は手鞠の曲芸をする。蓬郷解説によると、この太鼓打ち二人を「東市」と通称し、これは最初に勤めたものの名であるという。傘鉾には小槌、鍵、袋などが吊るされ、太鼓台に差してある。次に袴着の町人三人が先導する武者一〇人(177~179頁)。武者にはそれぞれに薙刀持、床几持各一人が扈従する。一〇人の武者はいずれも、銅丸、旗、兜とも風流に飾りたてている。蓬郷解説によると、「二人の従者はめいめいの意にまかせ、年々新奇を競って異形の扮装をなし、多くは大なる陰莖、陰門などを製し、手に持ち背に負い、あるいは芝居役者、諸芸人、福神、鬼形、狐、猿、蛭、とんぼなどの形をまね、種々の出立ちをなす。この主従は、行列中拝見人に向いて、猥褻なる雑言するを許さる。故に下馬札の門または洪蔵門より外目安橋までの間は整列するといえども、その他は列を乱して跳び回り、人に向って『大へのこよ』『ぼぼよ』などは通言。若き婦女どもを見れば、その前の柵にとりつき、恋慕の情、密通の約束または情約を違えたるを恨むなど、さも真実らしく口説きたわまれる故、婦女子どもは、あるいはおそれ、あるいは赤面し、または俯伏し、または逃げ隠れるなど、傍人も気の毒に思うほどの有様なり」とある。祭礼には脇役的道化がつきものであり、それが芸能表現としては「もどき」になるが、この祭礼の場合はこの従者がその役に相当している。「東照宮祭礼賦物図巻」の従者は笑っているものもあり、この武者行列三〇人はよく祭礼に登場する道化なのである。

ここから、六二町による「庭訓売物」が続く。倉地氏は池田文庫『供奉御行列』をもとに元文四年の「庭訓売物」一覧を表にしているが、若

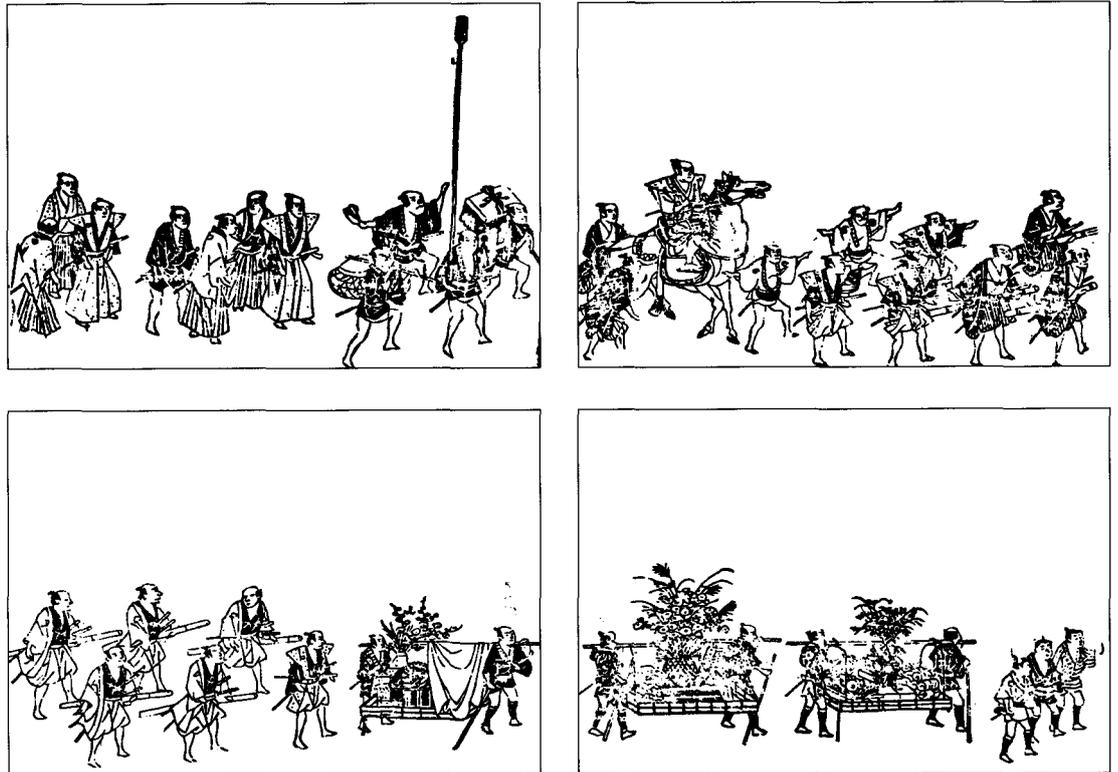


図3 「岡山東照宮御祭礼略図絵」より

干印刷ミスがあるので訂正しておこう(表2)。下に、『東照宮祭礼賦物図巻』に描かれた参加者も表にしておこう(表3)。

先述した表1の『吉備温故秘録』、池田文庫『供奉御行列』、『東照宮祭礼賦物図巻』は酷似しており、絵画資料は参加人数だけではなく、描写内容もかなり精確であることがわかる。『東照宮祭礼賦物図巻』は、岡山藩の記録係の絵師、今日的にいうと報道写真係が写しとどめたものと推測できる。

まず袴着の町役人三人が先導し、西大寺町の「浦々問丸」によって「庭訓売物」が始まる(179頁)。「庭訓往来」によると、この「浦々問丸」は商取引の施設の項に属し、これ以後の六一の諸国名産とは区別される。しかし、岡山惣町は六二町あり、諸国名産だけでは一町分足りないのが「浦々問丸」が加わったものと思われる。特に西大寺町は各種商人・問屋など、有力商人の集住地であり、本陣が置かれていた。『菖蒲賦物絵』に描かれた練物の先頭も、西大寺町の雪引き踊りであり、まさしく先頭をさるべき町なのであろう。

続く橋本町は、正保三年の祭礼創始時に「庭訓売物」を始めた由緒がある。

ここで、「庭訓売物」を出した数町について、各町の生業とつくり物の関係について述べる。

「大舎人綾」の橋本町(180頁)の淀屋は、享保一六年(一七三二)木綿問屋を仰付けられ、綿美の売買も綿問屋が商うことになり、翌年には当町小堀屋に総糸の取立元締を免許している。⁽⁷⁾「大津練貫」の下之町(180頁)には撰津屋敷とよばれた呉服商の魚屋九郎右衛門の屋敷があった。⁽⁸⁾

「六条染物」の山崎町(180頁)にあった種屋は一八世紀初めより綿実座元を免許されてきた。⁽⁹⁾「土佐材木」の船着町(180頁)は、『備陽国誌』に「材木、船着町・石関町に多くこれを商う」とみえ、『市政提要』によると延宝五年(一六七七)には材木問屋一〇名の全てが同町の居住者であ

表2 元文四年(一七三九)庭訓往来売物一覽(池田文庫「供奉御行列」より)

町名	売物	人員
西大寺町	浦々問丸	商人亭主二人 算盤持一人 秤持・財布持一人 床机持一人
橋本町	大舍人綾	売主二人 持手一人 床机持二人
下之町	大津練貫	売手一人 持手一人 床机持一人
山崎町	六条染物	売主一人 床机持一人
塩見町	猪熊紺	売主一人 床机持一人
柴町	宇治布	売手一人 持手一人 床机持一人
久山町	大宮絹	売主一人 持手一人 床机持一人
上内田町	烏丸烏帽子	売主一人 持手一人 床机持一人
平野町	室町伯索	伯索一人 床机持一人
広瀬町	豊嶋延	売手一人 持手一人 床机持一人
下内田町	嵯峨土器	売主一人 床机持一人
古京町	奈良刀	売手一人 持手一人 床机持一人
柿屋町	高野剃刀	売主一人 床机持一人
二日市町	大原新	売主一人 床机持一人
高橋町	小野炭	売主一人 床机持一人
瀧本町	小紫黛	売主一人 床机持一人
大黒町	城殿扇	売主一人 持手一人 床机持一人
難波町	仁和寺眉作	売主一人 持手一人 床机持一人
常盤町	姉小路針	売主一人 床机持一人
高砂町	鞍馬木芽漬	売主一人 床机持一人
浜田町	醍醐烏頭布	売主一人 床机持一人
上出石町	東山燕	売主一人 持手一人 床机持一人
中出石町	西山心太	売主一人 持手一人 床机持一人
下出石町	加賀絹	売主一人 持手一人 床机持一人
石関町	丹後精好	売主一人 持手一人 床机持一人
片瀬町	美濃上品	売主一人 持手一人 床机持一人
東中嶋町	尾張八丈	売主一人 持手一人 床机持一人
油町	信濃布	売主一人 床机持一人
瓦町	常陸紬	売主一人 持手一人 床机持一人
森下町	上野綿	売主一人 持手一人 床机持一人
桜町	上総鞆	売主一人 床机持一人
西中嶋町	武蔵鏡	売主一人 持手一人 床机持一人
磨屋町	佐渡沓	売主一人 持手一人 床机持一人
野殿町	伊勢切付	売主一人 床机持一人
瀬尾町	伊予簾	売主一人 持手一人 床机持一人
小野田町	讃岐円座	売主一人 床机持一人
下片上町	檀紙	売主一人 持手一人 床机持一人

表3 「東照宮祭礼賦物図巻」に描かれた売物一覽

町名	売物	人員
西大寺町	浦々問丸	商人亭主二人 算盤持一人 秤持・財布持一人 床机持一人
橋本町	大舍人綾	売主二人 持手一人 床机持二人
下之町	大津練貫	売手一人 持手一人 床机持一人
山崎町	六条染物	売主一人 床机持一人
塩見町	猪熊紺	売主一人 床机持一人
柴町	宇治布	売手一人 持手一人 床机持一人
久山町	大宮絹	売主一人 持手一人 床机持一人
上内田町	烏丸烏帽子	売主一人 持手一人 床机持一人
平野町	室町伯索	伯索一人 床机持一人
広瀬町	手嶋延	売手一人 持手一人 床机持一人
下内田町	嵯峨土器	売主一人 床机持一人
古京町	奈良刀	売手一人 持手一人 床机持一人
柿屋町	高野剃刀	売主一人 床机持一人
二日市町	大原新	売主一人 床机持一人
高橋町	小野炭	売主一人 床机持一人
瀧本町	小紫黛	売主一人 床机持一人
大黒町	城殿扇	売主一人 持手一人 床机持一人
難波町	仁和寺眉作	売主一人 持手一人 床机持一人
常盤町	姉小路針	売主一人 床机持一人
高砂町	鞍馬木芽漬	売主一人 床机持一人
浜田町	醍醐烏頭布	売主一人 床机持一人
上出石町	東山燕	売主一人 持手一人 床机持一人
中出石町	西山心太	売主一人 持手一人 床机持一人
下出石町	加賀絹	売主一人 持手一人 床机持一人
石関町	丹後精好	売主一人 持手一人 床机持一人
片瀬町	美濃上品	売主一人 持手一人 床机持一人
東中嶋町	尾張八丈	売主一人 持手一人 床机持一人
油町	信濃布	売主一人 床机持一人
瓦町	常陸紬	売主一人 持手一人 床机持一人
森下町	上野綿	売主一人 持手一人 床机持一人
桜町	上総鞆	売主一人 床机持一人
西中嶋町	武蔵鏡	売主一人 持手一人 床机持一人
磨屋町	佐渡沓	売主一人 持手一人 床机持一人
野殿町	伊勢切付	売主一人 床机持一人
瀬尾町	伊予簾	売主一人 持手一人 床机持一人
小野田町	讃岐円座	売主一人 床机持一人
下片上町	檀紙	売主一人 持手一人 床机持一人

川崎町	筑紫米	車引二人	同二人	売主四人	手伝二人
岩田町	奥漆	売主一人	持手一人	床机持一人	
仁王町	夷鮭	売主一人	床机持一人		
藤野町	松浦鱒	持手一人	床机持一人		
小原町	宇賀昆布	売主一人	持手一人	床机持一人	
紺屋町	宰府栗	売主一人	持手一人	床机持一人	
小畑町	若狭椎	売主一人	持手一人	床机持一人	
富田町	左海酢	売主一人	持手一人	床机持一人	
小橋町	備後酒	売主一人	持手三人	床机持一人	
万町	河内鍋	売主一人	持手一人	床机持一人	
丸亀町	能登釜	売主一人	持手一人	床机持一人	
桶屋町	安芸樽	売主一人	持手一人	床机持一人	
船着町	土佐材木	車引一人	同一人	売主二人	床机持一人
大雲寺町	淀鯉	売主一人	持手二人	床机持一人	
尾上町	近江鮎	売主一人	床机持一人		
山科町	周防鮪	売主一人	床机持一人		
野田屋町	隠岐鮑	売主一人	床机持一人		
大工町	越後塩引	売主一人	持手一人	床机持一人	
下市町	備中鉄	売主一人	持手一人	床机持一人	
上之町	奥州金	車引二人	売主一人	床机持一人	手子の者一人
中之町	長門牛	引手二人	同二人	売主二人	床机持二人
紙屋町	甲斐駒	引手二人	口取人一人	同口取人	売主一人
末山町	出雲歟	売主一人	床机持一人		床机持一人
児嶋町	備前刀	売主二人	持手二人	床机持一人	
上片上町	播磨杉原	売主一人	持手一人	床机持一人	

り、また『吉備温故秘録』によると特に同町の小町である旭川端の材木町には材木商が群居していた。「安芸樽」の桶屋町(189頁)は桶職人の多く集まった町であった。¹⁰⁾

次に、描写の特色について、いくつか指摘しておこう。

平野町の「室町伯楽」(181頁)は、いかにも下賤に表現されている「七十一番職人歌合」『むまかはふ』よりは、『鶴岡放生会職人歌合』九番右の烏帽子を着けた博旁に近い。下内田町の「嵯峨土器」(181頁)の売主は『七十一番職人歌合』一七番右の土器造に近く、両者とも折烏帽子に小袖、前者は袴、後者は括袴、前者は天秤かごを、後者は足付きかごを前

川崎町	筑紫米	車引四人	売主四人	手伝(手子の者)二人	
岩田町	奥漆	売主一人	持手一人	床机持一人	
仁王町	夷鮭	売主一人	持手一人	床机持一人	
藤野町	松浦鱒	持手一人	床机持一人		
小原町	宇賀昆布	売主一人	持手一人	床机持一人	
紺屋町	宰府栗	売主一人	持手一人	床机持一人	
小畑町	若狭椎	売主一人	持手一人	床机持一人	
富田町	和泉酢	売主一人	持手一人	床机持一人	
小橋町	備後酒	売主一人	持手三人	床机持一人	
万町	河内鍋	売主一人	持手一人	床机持一人	
丸亀町	能登釜	売主一人	持手一人	床机持一人	
桶屋町	安芸樽	売主一人	持手一人	床机持一人	
船着町	土佐材木	車引二人	車押二人	売主三人	床机持三人
大雲寺町	淀鯉	売主一人	持手二人	床机持一人	
尾上町	近江鮎	売主一人	床机持一人		
山科町	周防鮪	売主一人	床机持一人		
野田屋町	隠岐鮑	売主一人	床机持一人		
大工町	越後塩引	売主一人	持手一人	床机持一人	
下市町	備中鉄	売主一人	持手一人	床机持一人	
上之町	奥州金	売主一人	持手一人	床机持一人	
中之町	長門牛	引手二人	引手手代り二人	売主二人	床机持二人
紙屋町	甲斐駒	引手二人	取口人二人	草履取一人	売主一人
末山町	出雲歟	売主一人	床机持一人		床机持一人
児嶋町	備前刀	売主二人	床机持一人		昇手四人
上片上町	播磨杉原	売主一人	持手一人	床机持一人	

後に振り分け枘で担う。『庭訓往来具注鈔』や『庭訓往来抄』によると、嵯峨土器は内裏へ召すものなので、土器売は烏帽子着用で参るとある。¹¹⁾

古京町の「奈良刀」(181頁)は『庭訓往来抄』によると「奈良ノテンガイニ、文殊四郎ト云(フ)鍛冶アリ。般若寺ノ文殊ノ剣ヲウチテ、奇徳ヲ顕スカチナリ。殊ニ刀・小刀、上手ナリ」とある。売手も南都寺院の稚児の出で立ちである。高砂町の「鞍馬木芽漬」(183頁)に関して、『庭訓往来扶翼』によると、木芽漬(あけびや山椒などの若芽を塩漬けにしたもの)を、「細にきざみて、塩気ある物也と云。今もわけ物に入れて送ると云也」とあり、『東照官祭礼賦物図巻』にも曲げ物が描かれている。

油町の「信濃布」(184頁)は普通「しなぬの」と呼ばれる、シナノキの内皮の繊維で織った布であり、実際には『庭訓往来扶翼』に言うように、土器色、すなわち赤黒い。『庭訓往来抄』や『庭訓往来来具注鈔』では雪にて曝し、細く白いとあり、『東照宮祭礼賦物図巻』にも白く描かれている。『七十一番職人歌合』五八番左は白布売りである。商品の布といえは白布のイメージがあったのかもしれない。森下町の「上野綿」(184頁)について、『庭訓往来抄』には「大内へ参ル綿也」とあり、内裏への献上が強調されている。『東照宮祭礼賦物図巻』の売主は女性(女装)であり、『七十一番職人歌合』五九番右の綿売りも女性である。桜町の「上総鞆」(184頁)は、茜染の鞆が描かれているが、鞆の著名な生産地の一つである上総の鞆の特徴は茜染の芋鞆である。

さて、『東照宮祭礼賦物図巻』には、町方練物「庭訓売物」のすべてのつくり物が「庭訓往来」に記された順番通りに描かれている。同書は往復書簡の模型を一二月に配して示し、四月状の「往」の題材は商取引の施設と商品、領地の富裕繁栄の様子、諸国名産が記される。さらに領地の活動を盛んにするため、市を立て、市に招くべき職人、七座の店、諸国の商人、旅客の宿所、運送売買の港などを定めることを記す。諸国名産六一種の内、京近在の物産が二二種にのぼり、こうした教材をあつかっているのは古往来のなかでも『庭訓往来』のみとされる。⁽¹³⁾『東照宮祭礼賦物図巻』は『庭訓往来』に記された諸国の名産が、近世の教育・出版文化のなかでどのようにイメージされていたのか、それを知る上で貴重な資料である。『庭訓往来』には地名と名産物の記述のみがあるが、「庭訓売物」にはそれを売り歩く商人が参加している。『庭訓往来』の名産は、例えば寛永一五年(一六三八)の自序をもつ俳句の手引書である『毛吹草』に載る近世初頭の諸国名産と異なっている。つまり、近世都市民はこの名産がすでに過去のものであることを知っていたが、岡山町人は同時代の近世の装束を着て、前代の産物を売り歩く行列を行ったのであった。

ここに描かれた商人の全体的な特徴としては、商品を枴で担う姿が多いことである。『七十一番職人歌合』に描かれた一四二の職人の内、商品を枴で担う職人は油売、炭焼き、蛤売、土器造、饅頭売、法論味噌売、煎じ物売、塩売、葱売の九人に過ぎない。これに対し『東照宮祭礼賦物図巻』の場合、六一の内半数の三一を数える。これは岡山城下町に多かつたざるふり、ぼてふりという、日用の振売姿の印象が反映しているのではなからうか。そのほか大きな荷担ぎが一五人描かれている。

また、商品の持手のみの仮装と、売主と持手とに区別される仮装がある。中世の『職人歌合』には、自分の作ったものを行商するような、生産者と販売人が未分化な職人を描いている場合もあるが、この場合も同様な事情があるものかは不明である。

六二町の「庭訓売物」の後には、袴着町役人三人が先導し、左右二人ずつ二四人の車引が桜段尻を曳き、最後に手子の者二人が付く。また、桜段尻上に横笛、鼓の囃子方が手前に四人、向うに五人がみえる(192・193頁)。「供奉御行列」によると、桜段尻の囃子方は笛二人、小鼓三人、鉦三人、太鼓二人であり、手子の者六人が付く。蓬郷解説によると、段尻は車衆と書き、シャギリと読むという。桜枝のつくり物を屋形屋根にかぶせるので桜段尻といい、場所場所により囃しがあり、調子としては祇園囃子、太鼓は師匠が打ち、調子は下り物、楽手は富商の少年が前もって師につき練習する。『岡山東照宮御祭礼略図絵』によると、段尻の後に155頁のように三基の積み物が続いたらしい。

以上が町方練物「庭訓売物」であり、この後、家中武士団の供奉が延々と続く。この全貌を『供奉御行列』によってみておこう。

押として足軽五人が横一列、「御先行列」役の市村孫四郎と江見十左衛門がそれぞれ下一人一人を連れ横一列、杖突き足軽一〇人(うち小頭一人)、持鎗騎馬の原田権左衛門と袴着一三人、足軽三〇人による御鉄砲三〇挺(小頭三人・相夫三人)、持鎗騎馬の森川助左衛門と持鎗の袴着

三二人、足軽三〇人による御弓三〇張（小頭三人・相夫三人）、持鎗騎馬の丸毛治右衛門と持鎗袴着二四人、御長柄の者三三人（手代り共）による御鎗三〇本（小頭三人・相夫三人）、持鎗騎馬の斎藤清次右衛門と持鎗袴着三〇人、楽人一人（笛四人・箏二人・笙三人・太鼓一人・鉦鼓一人）が縦二列、神職一八人ずつが縦二列、杉村弾上、佐々木主馬、見垣周防守、御櫛八人、羽原新介以下御鎗八人と杉山丹内以下御鎗八人が縦二列、獅子六人、「獅子御馬」役の安井佐平太と新庄文平が横に並び、御馬八人、太鼓持手四人・打手三人・居台持二人・鐘打手一人、御弓一人ずつが横に並び、御鎗六人、御鎗役黒田覚左衛門と三宅奎三郎が横に並び、御劔一人、杖突き足軽一〇人（小頭一人）と御太刀中嶋源左衛門と御太刀高島次郎太夫（それぞれ白張装束の刀持一人と下人一人）が縦二列、御幣（神職三人）、利光院弟子一人ずつが横に並び、神輿（駕輿丁六四人と御居台持一〇人）、「駕輿丁行儀」役の水口弥左衛門と則武弥七郎及び「地車裁判」役の谷林伝九郎と井上弥一兵衛が縦二列、横六列の家中が二列で二二人、斧山伏（手代り）が横に並び、笈山伏（床机持）、闊伽桶、山伏、頭襟頭の法寿院（谷堂・草履取）、螺吹山伏一〇人（うち四人が組頭）が縦二列、頭襟頭の円満院（谷堂・草履取）、挟箱二人が縦二列、長刀（台笠と立傘）、手代り一人、徒が横三列縦二列で六人、騎馬の報恩院（口取二人・谷堂四人が縦二列）、柄杓持の左右に白張装束の朱傘持と杵持、杵籠持の左右に床机持と草履取、押の足軽が横五列（右端が小頭）、吉田文八郎と和田安左衛門がそれぞれ下人一人と横に並び、足軽一〇人による鉄砲一〇挺（うち小頭一人・相夫一人）、持鎗騎馬の山内与八郎と袴着二〇人、足軽一〇人による鉄砲一〇挺（うち小頭一人・相夫一人）、持鎗騎馬の片山勘介と袴着一六人、持鎗騎馬（二疋持鎗）の水野主計と持鎗袴着五四人、持鎗騎馬の庄野三郎大夫と袴着一六人、持鎗騎馬の安田彦七郎と袴着一九人、持鎗騎馬の森川竹右衛門と袴着一九人、持鎗騎馬の八田与介と袴着一六人、持鎗騎馬の小川

弥七郎と袴着一六人、持鎗騎馬の市原加右衛門と袴着一四人、持鎗騎馬の谷川次郎右衛門と袴着一三人、持鎗騎馬の徳山兵蔵と袴着一三人、持鎗騎馬の水野治兵衛と持鎗袴着二四人、山口善五郎と武居十蔵がそれぞれ下人一人と横に並び、杖突き足軽一〇人（うち小頭一人）、持鎗騎馬の村上藤左衛門と袴着一八人。以上合計一四五七人。

町方練物役人以外の構成は、侍一八人、御徒目付六人、御歩行二二人、御太刀持二人、御足軽一四〇人、御長柄ノ者（手代り共）三三人、小頭相夫二七人、神職・楽人・御幣持共五三人、御鎗・獅子・御馬・御鎗・御弓・御劔三九人、御櫛・太鼓・鐘・御輿居台持共二七人、駕輿丁六四人、利光院弟子二人、報恩院その外山伏共一七人、斧持（手代り）二人、侍中供三五六人、御徒目付下人六人、神職下人五四人、山伏下人三一人、御太刀持下人四人で合計九〇三人である。

加えて、町方練物役人が前述したように五五四人であり、この合計が一四五七人と馬が二一疋である。

侍中供には、御先行列二人、御櫛二人、獅子・御馬二人、御鎗二人、神輿御供一二人、駕輿丁行儀二人、跡押二人、惣押二人、地車裁判二人、御楽器一人、御旅所南坂口一三人、御旅所北坂口一七人、馬立場一一人、御旅所川向二人、川手見廻二人、御殿後見廻五人、内山下見廻四人、御評定所見廻二人、殿様御供一七人（うち御太刀二人）、御注進史三人、御城番番詰切四人、栄光院様御供七人、一六日夜火廻四人、一七日火廻四人、合計一二四名が含まれている。

蓬郷解説¹⁵によると、町方練物の一行は、渡御の節は国清寺前に相揃い、神輿渡御が東照宮より下山する前に出発するので、神輿渡御より一時間ばかり早く御旅所に到着する。その間、城下町では諸所の柵門を開き、諸人の通行を許すという。

註

- (1) 『日本国語大辞典』(小学館)。
- (2) 池田文庫番号のC7-129。
- (3) 前掲『岡山東照宮祭礼行列図』。
- (4) 国富文庫蔵、本名笹野一方。
- (5) 註(3)。
- (6) 同右。
- (7) 『岡山県の地名』平凡社、一九八八。
- (8) 同右、巖津政右衛門氏「岡山城と城下町」(日本文教出版株式会社、一九七二)。
- (9) 『岡山県の地名』。
- (10) 前掲『岡山城と城下町』。
- (11) 藤原良章氏の研究(新日本古典文学大系「七十一番職人歌合」、岩波書店、一九九三)によると、『山科家礼記』に、正月四日に「御礼」として、嵯峨の土器売りが登場しており、彼らが山科家、すなわち内蔵寮になんらかの形でかわっていたことが推測されている。
- (12) 網野善彦氏は祇園社に属し、京都を中心に活動した綿商人の新座神人に女性の商人の存在を指摘している(同右「七十一番職人歌合」)。
- (13) 前掲石川謙、石川松太郎氏の著作参照。
- (14) 註(3)。
- (15) 同右。

③ 練物の解釈

「庭訓売物」は岡山城下町惣町六二ヶ町が連携して行うものであり、各町の自己表現というよりも、根本的には社会的なコミュニケーションの問題でもある。つまり、社会からのいかなる要請、どのような期待からの応答として、その練物のイメージが生まれてくるのか、その歴史的背景を、当時の町方編成、人口構成、職業構成から考えてみたい。先ず田中誠二氏の研究^[1]によって、城下家の町方編成と「庭訓売物」の関連を探ってみたい。城下町数は寛永〜慶安期は五九町、明暦三年(一

六五七)には六〇町、延宝元年(一六七三)には六二町となり、延宝四年に若干変動はあったものの、以降の増減はなく六二町が確定した。つまり、池田光政の時代には幕府が城郭の増改築を厳しく規制したため、城下町のいちじるしい拡張は行われなかった。大部分の町は寛永期にはすでに成立しているが、町の移転、分化、若干の増加を経て、延宝期に町数および町名が確定している(図4)。また、この時期、町屋敷にかかる宅地税(地子銀)徴収を基準に、六二惣町は頭町(六町)、中町(七町)、外町(四九町)の格に区分された。

近世中期になると、惣年寄が管轄する町組である触口は、上町(二一町)・中町(二〇町)・下町(二一町)の三町組に再編された。惣年寄三名が任命されて、それぞれ一組を支配し、東照宮祭礼は三名の惣年寄が交替で担当した。

城下町の主体は旭川以西にあり、この地域は外濠を境にして郭内と郭外に分けられる。頭町・中町の多くは郭内の中心的商業区にあり、外町は外堀の外に多く小商人・職人町である。

頭町は最も財力の豊かな町で、土地一反(九九〇平方メートル)につき、米二石五斗から二石九斗の地子銀を藩に納めるほか、東照宮祭礼に各組で交代して一名ずつ総代を出して神輿に従うなど、常に組合の総代町の役割を果たしていた。

「庭訓売物」先頭の六町のうち、西大寺町、橋本町は頭町、下之町、山崎町、栄町の中町の計五町が占め、また最後尾に頭町の川崎町が置かれているのは町の格が行列順序に反映されたものであろう(表1を参照)。

また、つくり物の点からいっても、頭町である川崎町の「筑紫米」、紙屋町の「甲斐駒」、上之町の「奥州金」、船着町の「土佐材木」、中町である児島町の「備前刀」、中之町の「長門牛」は、いずれも大きなつくり物を荷車や屋形に載せて曳いたり、担いだりする大がかりなものであり、ここにも町の格式の投影が感じられる。つまり、町人の編成のさ

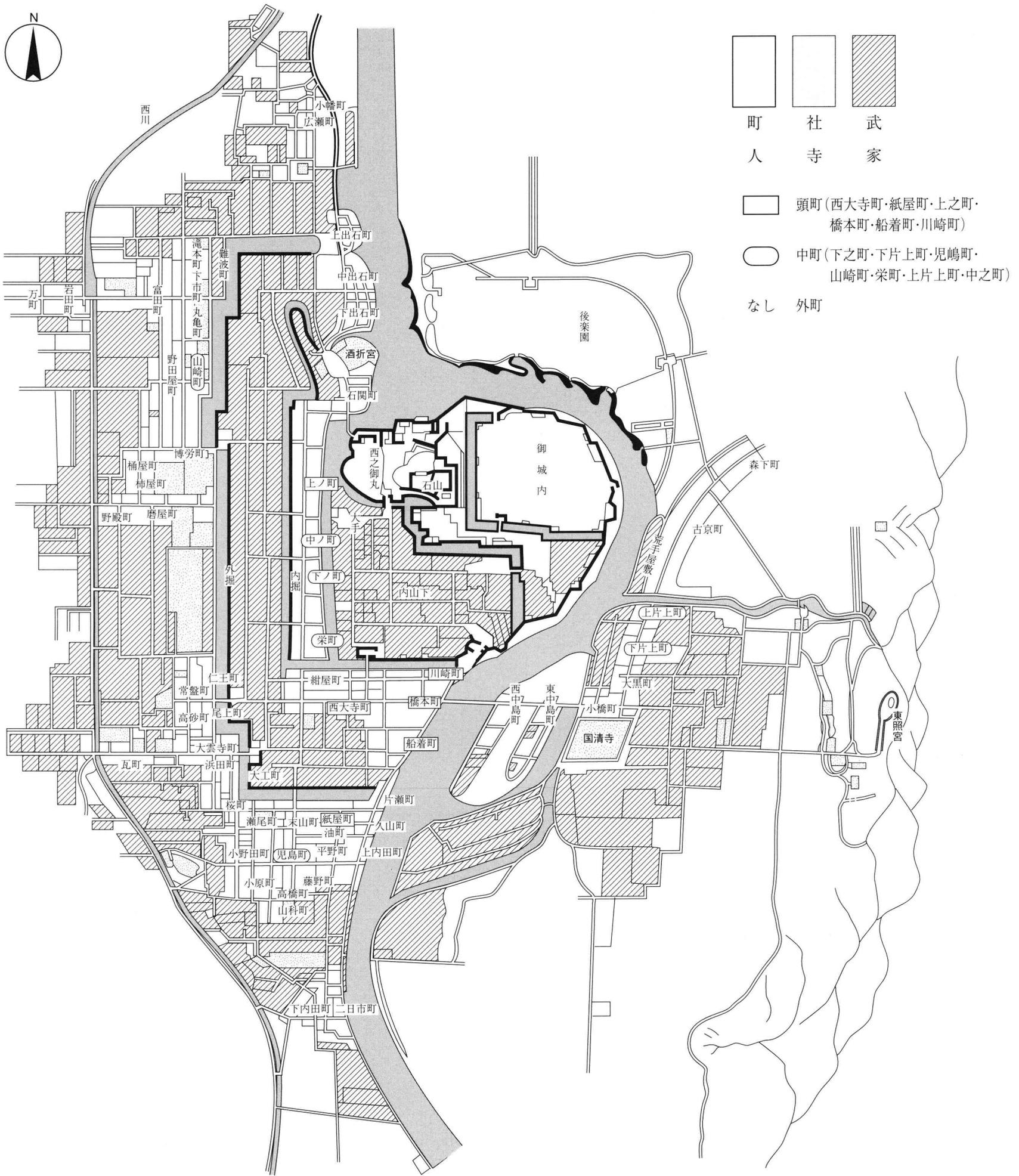


図4 「庭訓売物」に参加する岡山城下町
 (正富安治氏が岡山城下町絵図他より作成した『岡山県史』第6巻所載の図に福原が手を加えた)

れ方、町による格差が練物自体や行列順序に顕著にあらわれていると考えられる。

次に、同じく田中誠二氏による町方人口構成研究により、「庭訓売物」⁽²⁾との関わりを考える。

宝永四年（一七〇七）の城下居住人口は、町方二万八二九八人（うち家中奉公人は二〇二六人）、在方・他国からの町方奉公人一九一七人、家中関係一万二七人、家中奉公人一万二六〇一人（町方からの家中奉公人の重複を引くと一万五七五人）、計五万八一七人である。

町方人口は寛文期二万八千九百人、延宝期三万三千九百一十人でピークをむかえ、以降停滞し、元文期に激減（二万六千人台）、宝暦期にさらに激減（二万三千人台）して、幕末・明治初年に二万人台となっている。戸数は、寛文七年が最多の約八二〇〇戸、あとは約七四〇〇〜八〇〇〇戸間を推移している。借家の割合は、近世前半に六〇〜七〇%であったものが、宝暦期に四〇%になり、以降さらに減少している。家持数と借家数は宝暦期に逆転し、寛文期に比して、家持は二倍、借家はほぼ半分となっている。

城下町の人口、家持・借家構成の変遷の転換期は、寛文・延宝期（上昇・頂点期）と元文〜宝暦期（衰退期）であると指摘されている。

「庭訓売物」はまさに人口衰退期に実施されたものであるから、惣町参加を城下町の隆盛と短絡的に意味付けることは無理であると思われる。では、人口衰退の背景にはいかなる原因があったのだろうか。やはり、田中氏の町方職業構成の研究を参照しよう。

表4は氏の作成したものであるが、職業は商人・職人・日用ざるふり（日雇・振売）・奉公人の四つに分類されている。同年の借家戸数割合は六六%（借家人口の割合は約六〇%）であるので、日用ざるふり・奉公人の大部分と、商人・職人の三分一から二分一程度が借家であったと考えられている。

表4 岡山城下町の職業構成（宝永4年）

職 種	人 数	割 合
商 売 渡 世	8159人	28.8%
諸 職 人	5360	18.9
日用ざるふり	7971	28.2
家中奉公人	2026	13.5
町方奉公人	753	
奉公二罷出居申	834	
その他の奉公人	202	
そ の 他	2993	10.6
計	28298	100.0

※人数は、「老若子共迄」。
 ※これ以外に、「外二召抱置候下人」1,917人、及び「両山乞食」346人がいる。
 （田中誠二氏「岡山城下町の支配構造（上・下）」より転載）

「庭訓売物」の選択・参加は、上層の商人と職人の意向であるとしても、その観客は、町方人口の七六%を占める商人・職人・日用ざるふりであった。彼ら観客からの期待を予想し、人気を狙った練物として、振売をはじめとする職人・商人自らの職業の投影である「庭訓売物」こそ人気を得る最適の内容であった。

またこの時期、東照宮祭礼費が町役として惣町各町に割りふられて、それぞれ代銀が上納されるようになった。練物参加への費用は町役として払ったので、惣町が練物に参加できる条件が整ったのである。「庭訓売物」は城下町商人・職人のコアとして再登場したのであり、東照宮祭礼が名実ともに岡山惣町の祭礼となったのである。

ところで、城下町の有力町人たちは、特権的な御用商人や独占排他的な株仲間の結成などによって、藩権力と結びついて領国経済を掌握してきた。しかし、一八世紀末頃になると、在町を中心にして近辺農村地帯をも巻き込んで進展した在方商業との対抗関係が問題視されるようになった。⁽⁴⁾ 在町とは、海陸の交通上の拠点に発達した、地方の市町、浦方の浦町である。岡山の場合、下津井・牛窓など瀬戸内の幹線海路の駅としての良港、西大寺のような河口を擁する浦が交易の中継地として発展

していた。

城下町領主のとった政策は、領域外とのあいだで物資の移出入を禁止、あるいは制限する「津留」、ざるふり（振売）や品目の規制、酒造統制、城下町商人の仕入れ・販売独占などであり、物をいったん城下町に集中し、管理することであった。この政策は、農民的商品流通、領外交易、交通の発展にもなつて、徐々に崩れ去り、開方的な在方商業に凌駕されたのである。

「庭訓売物」が行われた一七三九～四二年の頃は、まだ城下への入船数も多かったものの、藩権力に依存する、閉鎖的な城下町商業の繁栄の終末期であった。

しかし、先述したように、町方人口は一八世紀のなかばには二万三〇〇〇人台に激減しており、それと連動して城下の経済的沈滞は一八世紀末に顕著になった。

「庭訓売物」は、城下町商人が在方商人の優位にたち得た最後の煌めきであると同時に、経済システム疲労の予兆と考えられよう。

註

- (1) 「岡山城下町の支配構造（上・下）」『西南地域史研究』四・五、一九八二・一九八三
- (2) 同右。
- (3) 同右。
- (4) 田中誠二氏「城下町と在町」(前掲「日本歴史館」)。

おわりに

近世後期の練物参加の点で考えなければならないことは祭列の請負の問題である。例えば、倉地氏が指摘している安政二年（一八五五）の場

合、練物の人数八一名は油町の日雇頭が一手に引き受けて動員している。特に、傘鉾の曳き手、段尻の曳き手、同手子は周辺農村から集められており、賃金が支払われている。駕輿丁については八ヶ町河岸薪沖仲仕六四人が動員されている。倉地氏によると、すでに一九世紀初頭には請負化が確認でき、「練物そのものについては不明であるが、固定化がすすむと、あまり遅くない時期に請負化もすすんだのではないだろうか⁽²⁾」と推定している。つまり、練物のなかに階層性の問題が生じて来るのである。惣町参加の「庭訓売物」には、惣町から数人ずつが参加している。地子賦課の基準となる町屋敷を持たない借家層、新町の住人、日用のよくな非「町人」的町方居住者、周辺農民などはすでに雇用される形で参加していたのかもしれない。

最後に、仮装練物ではない本物の商人行列の事例に触れて、本稿を閉じることにする。トルコのイスタンブールの事例である。一九九八年正月、筆者はイスタンブール、ブルー・モスクの西にある祝祭の広場、アト・メイダヌを見ることができた。図7は、トルコのトプカプ宮殿が所蔵しているミニアチュール（細密画）の一枚である。オスマン朝では、スルタンの男子出生、割礼の儀、王女の結婚式などの国家的行事が催される時、スルタン列席のもとにイスタンブールの全商工業ギルド（同業者団体）が参加する大々的なパレードが行われた⁽³⁾。このミニアチュールは「スルメーナ」（祝祭の書）に記録されている。「スルメーナ」は一五八二年にスルタン、ムラト三世が、皇子のメフメトの割礼の儀にあたり催した祝典を記録したものである。図はギルドの一つである、綴織り職人たちが製品を掲げて、アト・メイダヌを行進している。左上のイブラーム・パシヤ宮殿（現在のトルコ・イスラム美術博物館）の棧敷席からはスルタンが、右からは宮廷の高官たちが観閲している。

この祝祭の様子について鈴木董氏による翻訳解説⁽⁴⁾をあげておこう。祝祭の準備は一年前から始まった。緒外国の君主にも招待状が送られ、

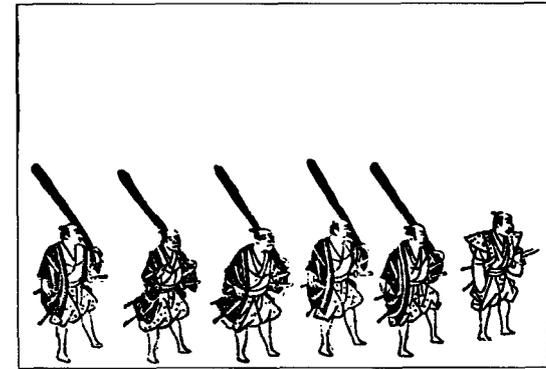
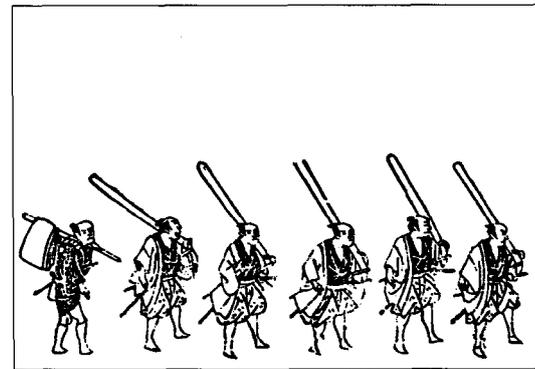
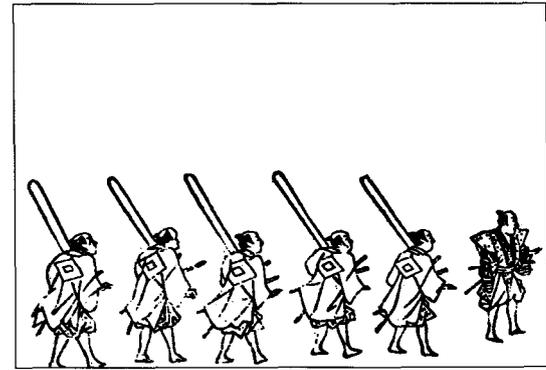
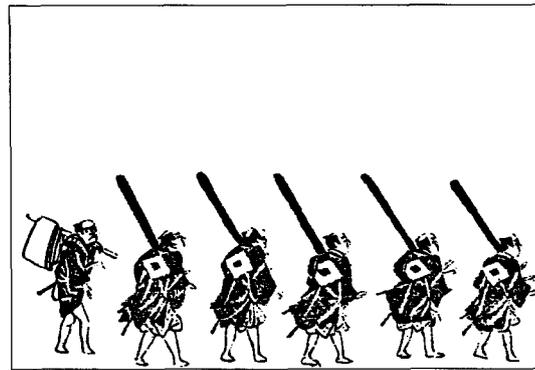
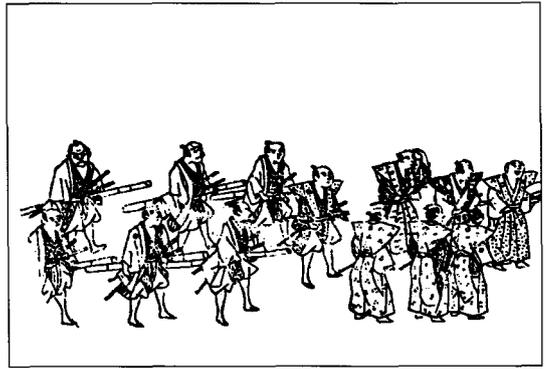
祝祭実行組織には政府高官が任せられ、費用としては金にして約二七二キログラムの金貨が用意された。一五八二年五月二十九日、用意万端整ったアト・メイダヌを中心として、時のスルタン、ムラト三世臨席の下で、五七昼夜に及ぶ祝祭が始まった。イエニチエリの二つの大軍鼓が打ち鳴らされ、帝都の人々を祭へと誘った。次々と祝宴が開かれ、さまざまな客人が順次招かれた。昼夜を分かつたず、市内各所では、さまざまなパフォーマンスが繰り広げられた。アト・メイダヌの二つの巨柱の上では、曲芸師たちの妙技が披露される。さまざまな動植物を象った美しい砂糖細工が、行列をなして次々と運ばれ、見物人に配られた。趣向を凝らして飾りつけられた色とりどりのつくり物の行列が行く。大官たち、大使たちが美々しく行列を組んで練り歩きつつ、贈り物を献上する。夜に入ると、火花が打ち上げられ、帝都の夜空を彩り、人々の目を驚かせる。祝祭のイベントのハイライトは、帝都イスタンブールの同業者団体の慶祝行列であった。各々の同業者団体は、それぞれの礼装に身をつつみ、それぞれの業種を象徴する品々を手に練り歩く。山車も持ち出され、その上で職人たちは、それぞれの妙技をふるった。パン職人は、山車上のパン焼き竈でパンを焼く。ガラス職人は、焔をのせた山車の上で、溶けたガラスを吹いて、さまざまなガラス器をつくり、妙技を披露する。この一五八二年の祝祭において、同業者団体の行列は二一日間にわたって続き、参加した同業者団体は一四八に及んだという。祝祭は、ムスリム社会の君主の美徳の一つである寛大さを人々にみせつけ、帝都の民衆の心をスルタンに惹き付ける絶好の機会であった。それとともに、一般の兵士や帝都の民衆にも参加が求められ、大盤振る舞いが行われた。参加と引き換えの、大盤振る舞いであり、それを国内の中央、地方の大官貴顕はじめ、民衆までにみせつけることが、権威・権力の視覚化なのである。

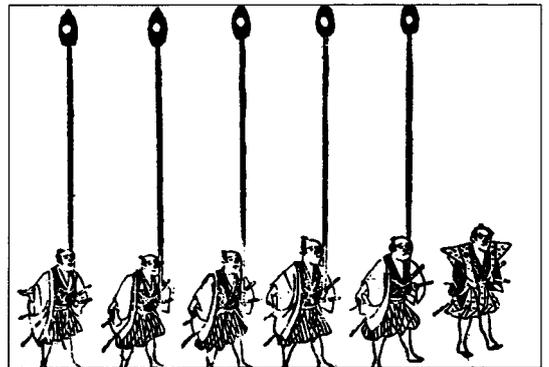
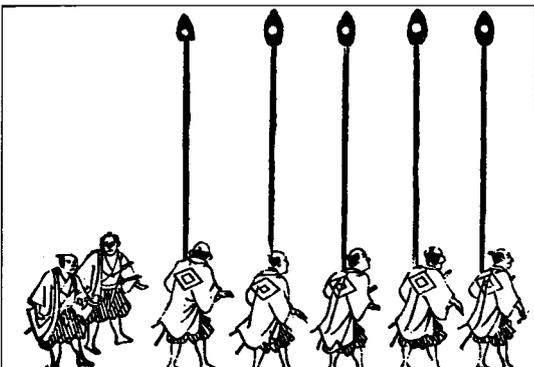
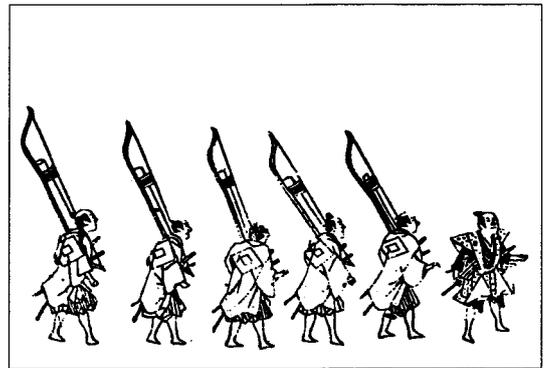
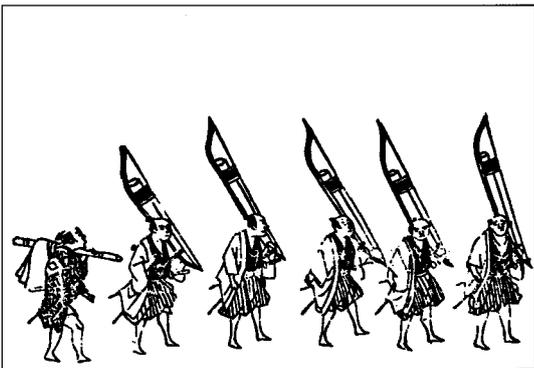
註

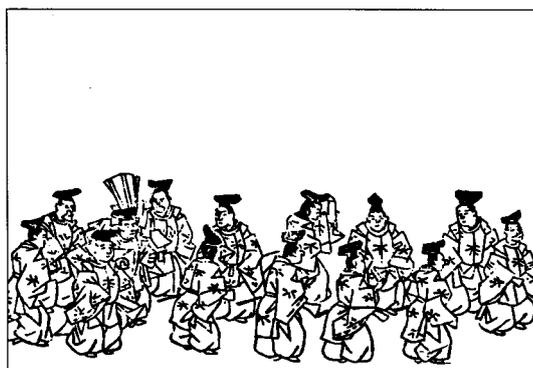
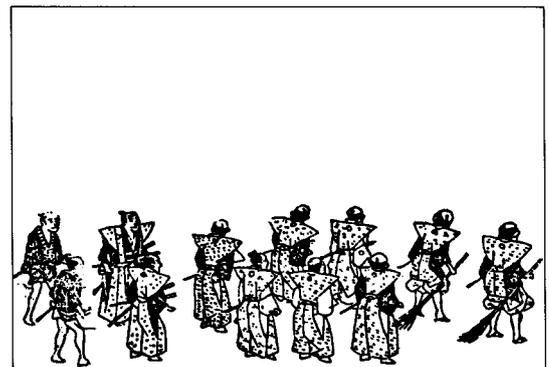
- (1) 前掲「東照宮祭礼について」
- (2) 同右
- (3) 『図説イスタンブール歴史散歩』(河出書房新社、一九九三)、「アルコールとモスクイスラムの伝統」(週刊朝日百科世界の歴史四〇、朝日新聞社、一九八九)
- (4) 前掲『図説イスタンブール歴史散歩』

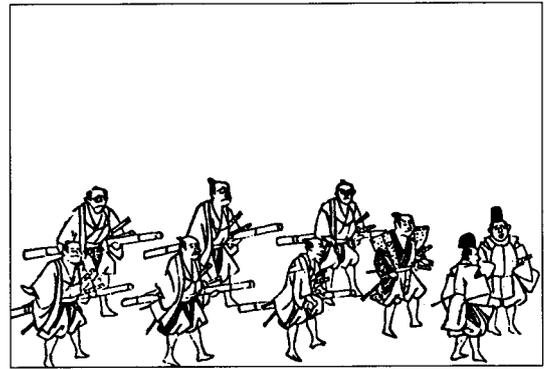
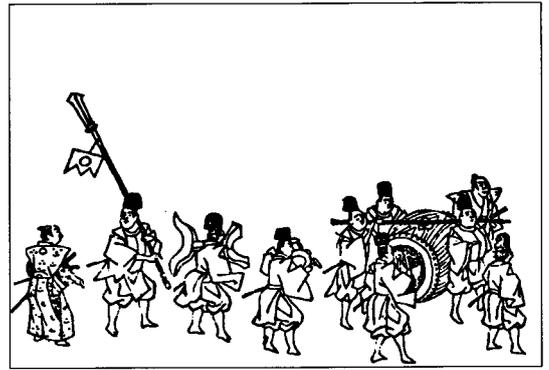
(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

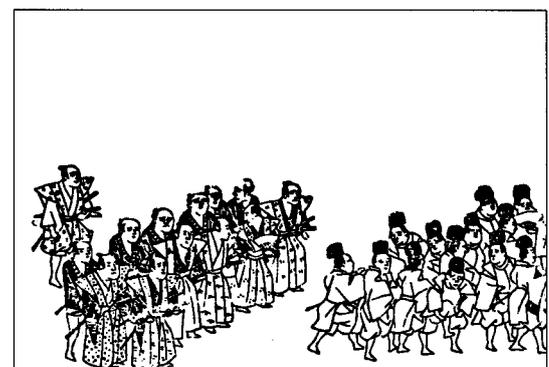
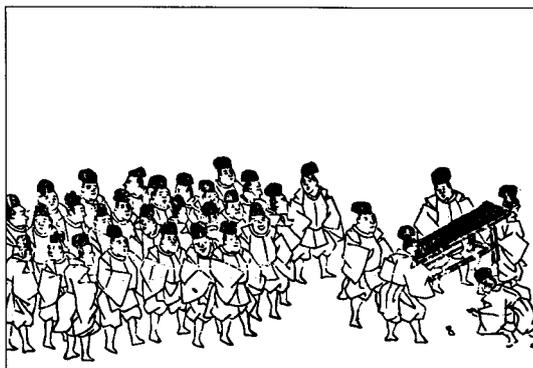
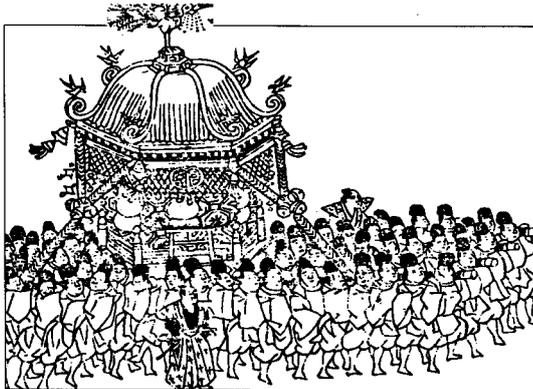
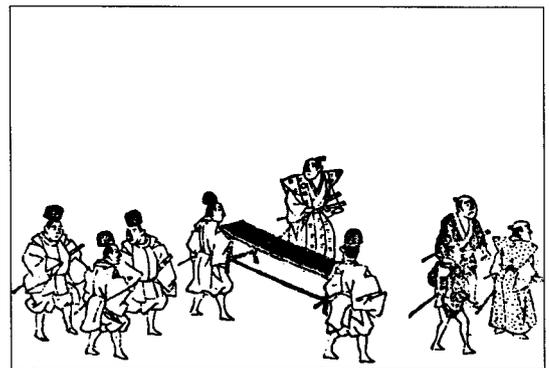
圖5 「西山東照宮御祭礼略図繪」後半部

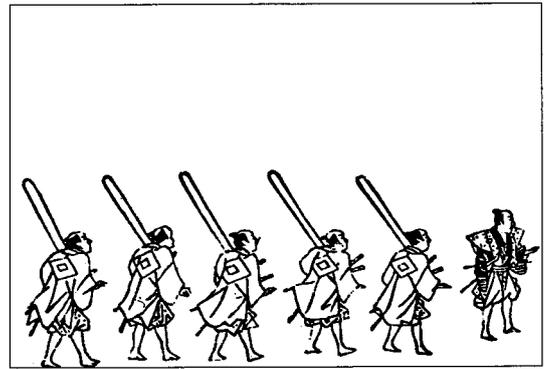
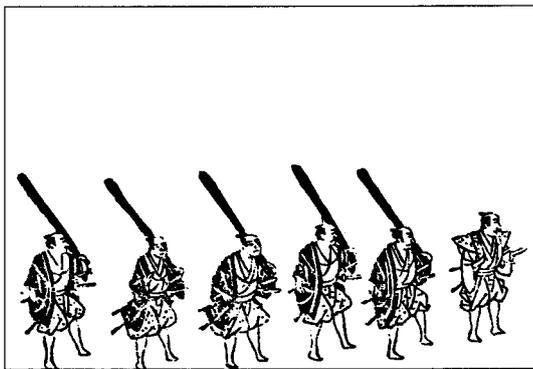
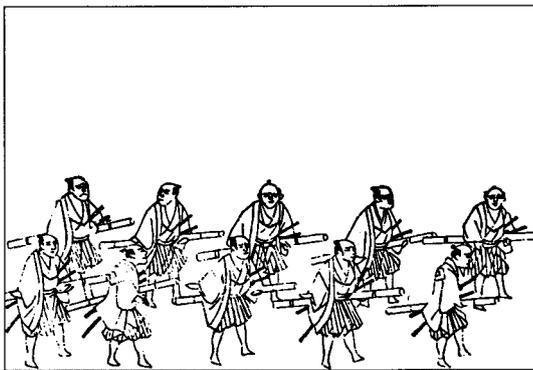


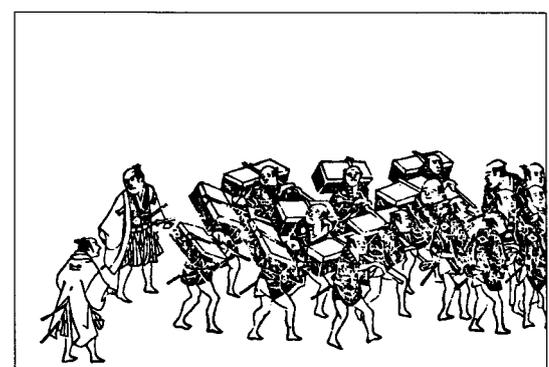
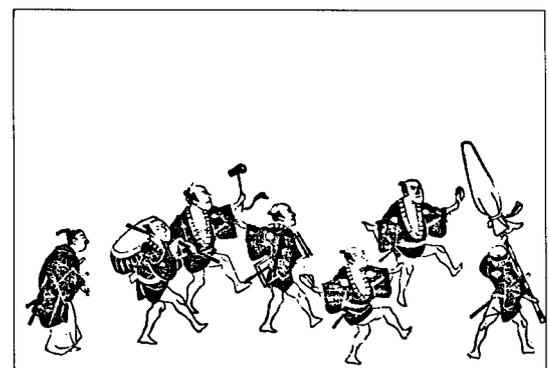


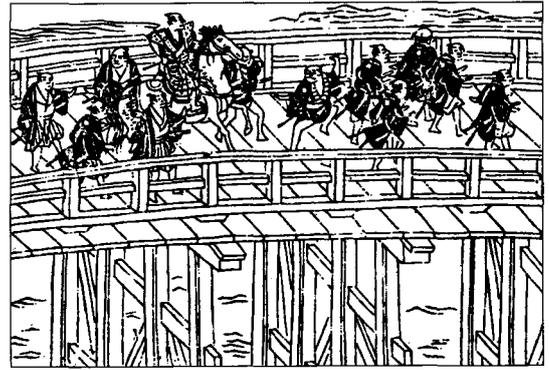
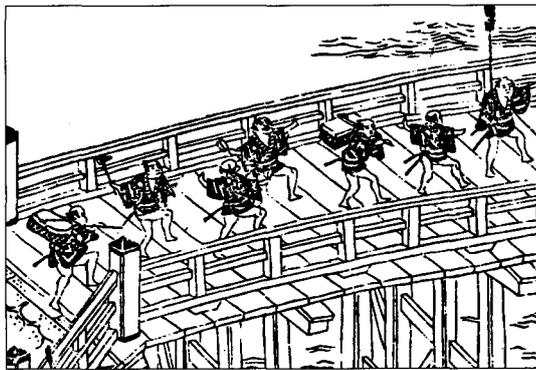
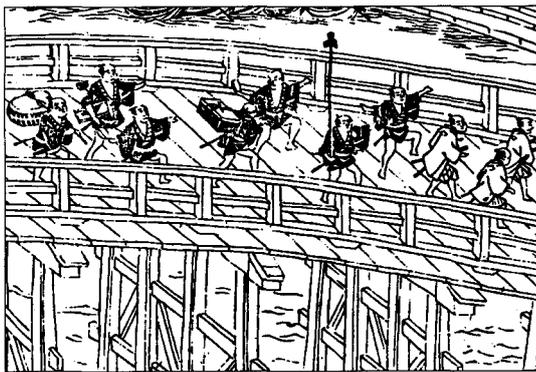
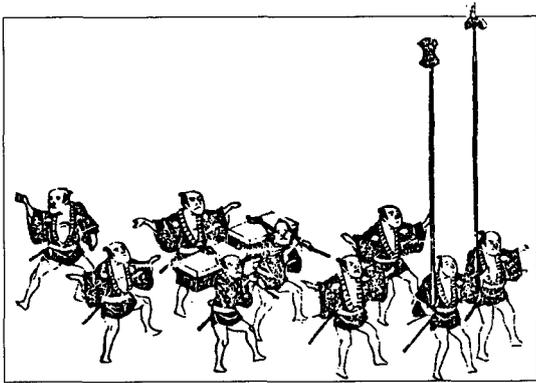


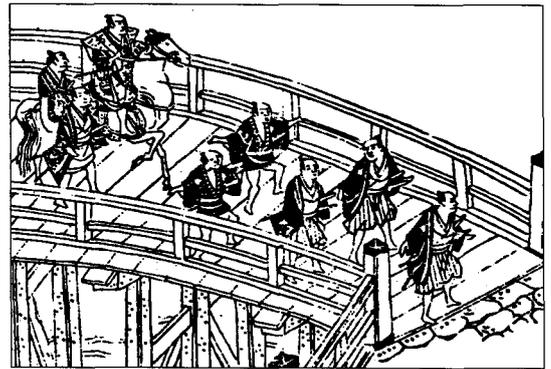
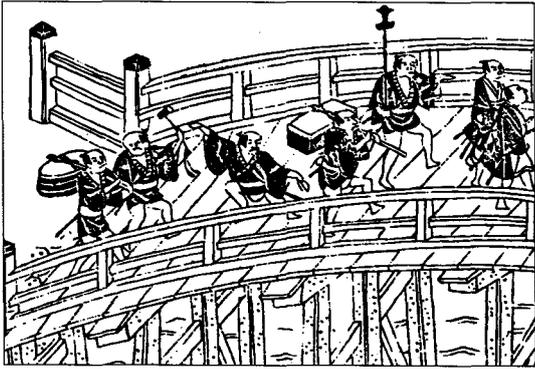














A Ceremonial Parade: A Case of Okayama Tōshōgu

FUKUHARA, Toshio

The ceremony at Okayama Tōshōgu died out due to the collapse of the Edo shogunate government and the separation of Shintoism and Buddhism by the Meiji government. Another reason of its abandonment might be that the ceremony was to celebrate the power, and was not for the commoners.

Recent studies on Medieval urban history state that ceremonial parades signify political culture that intends to visually demonstrate the power and wealth of the lords. The ceremony at Tōshōgu was held by the lord of Okayama under permission of the Tokugawa shogunate government, and therefore has a clear political ideology.

“Tōshōgu ceremonial parade” is a painting showing the commoners’ parade of Tōshōgu ceremony at the Medieval castle town of Okayama. Depicted is “Teikin Urimono” (a masquerade of vendors) in which all of 62 districts of the town participated, and was conducted during 1739 to 1743. In that parade, people masqueraded as vendors from various regions throughout Japan, symbolizing that all of the nation gathered and participated in this ceremony at Okayama.

“Teikin Urimono” signifies the peak of Tōshōgu’s long history. The powerful merchants at a castle town of Okayama had a strong relationship with their political leader, the Okayama clan, and had maintained their economic elite status. However, by the end of eighteenth century, a rural economy began to expand as the rural traders established a stable relationship with neighboring port towns and rural farming area. As the rural economy developed, the castle town declined due to its closed economy as opposed to the open nature of rural economy.

“Teikin Urimono” during 1739–1743 was the last glimpse of the castle town at its zenith. The masquerade symbolizes the power of town dwellers, especially merchants who were the majority of the castle town dwellers.

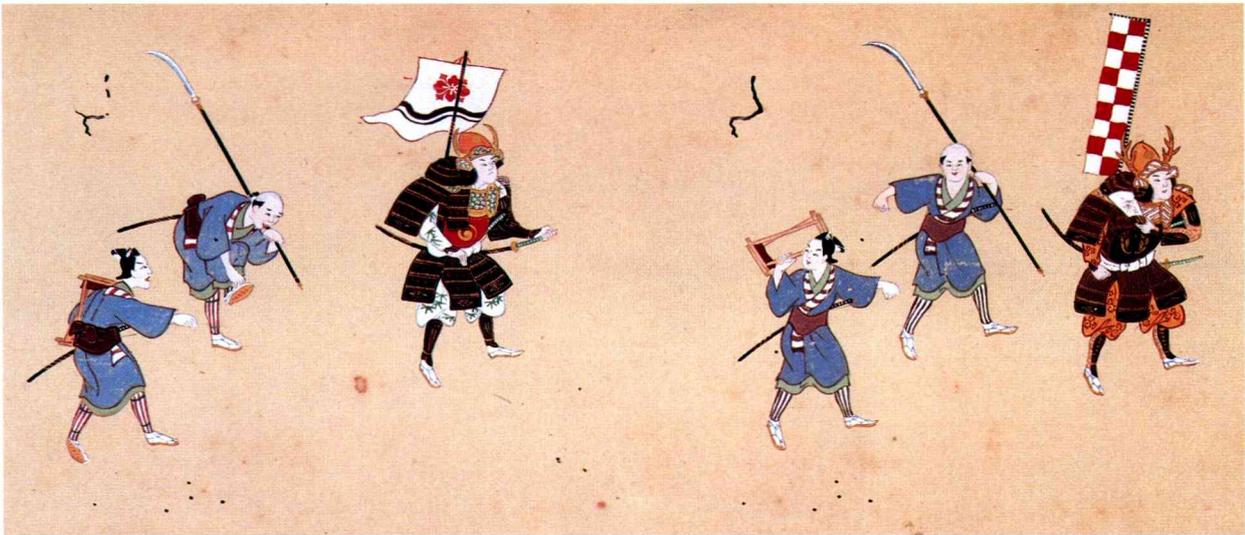
图6 (岡山)東照宮祭礼賦物図卷



傘鉾



武者10組





西大寺町・浦々問丸



(左)下之町・大津練貫 (右)橋本町・大舎人綾



(左)塩見町・猪熊紺 (右)山崎町・六条染物



(左)久山町・大宮絹 (右)栄町・宇治布



(左)平野町・室町伯樂 (右)上内田町・烏丸烏帽子



(左)下内田町・嵯峨土器 (右)広瀬町・手(豊)鳴筵



(左)柿屋町・高野剃刀 (右)古京町・奈良刀



(左)高橋町・小野炭 (右)二日市町・大原薪



(左)大黒町・城殿扇 (右)滝本町・小柴黛



(左)常盤町・姉小路針 (右)難波町・仁和寺眉作



(左) 浜田町・醍醐烏頭布 (右) 高砂町・鞍馬木芽漬



(左) 中出石町・西山心太 (右) 上出石町・東山燕



(左) 石関町・丹後精好 (右) 下出石黒・加賀絹



(左) 東中嶋町・尾張八丈 (右) 片瀬町・美濃上品



(左) 瓦町・常陸紬 (右) 油町・信濃布



(左) 桜町・上総鞆 (右) 森下町・上野綿



(左)磨屋町・佐渡杓 (右)西中嶋町・武蔵鎧



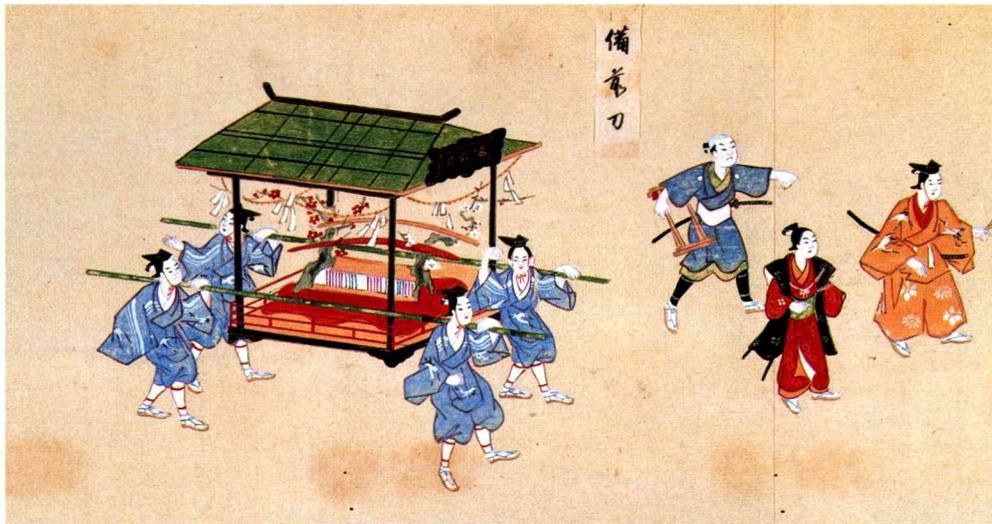
(左)瀬尾町・伊予簾 (右)野殿町・伊勢切付



(左)下片山町・讃岐檀紙 (右)小野田町・讃岐円座



上片山町・播磨杉原



児嶋町・備前刀



末山町・出雲鞆



紙屋町・甲斐駒



中之町・長門牛



上之町・奥州金



(左)大工町・越後塩引 (右)下市町・備中铁



(左)山科町・周防鯖 (右)野田屋町・隠岐鮑



(左)大雲寺町・淀鯉 (右)尾上町・近江鮎



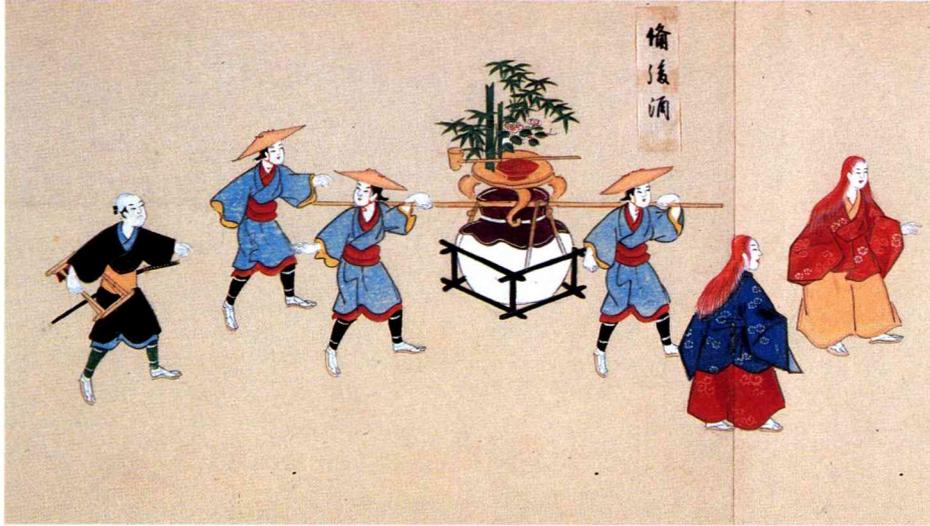
船着町・土佐材木



桶屋町・安芸樽



(左)万町・河内鍋 (右)丸亀町・能登釜



小橋町・備後酒



(左)小畑町・若狭椎 (右)富田町・和泉酢



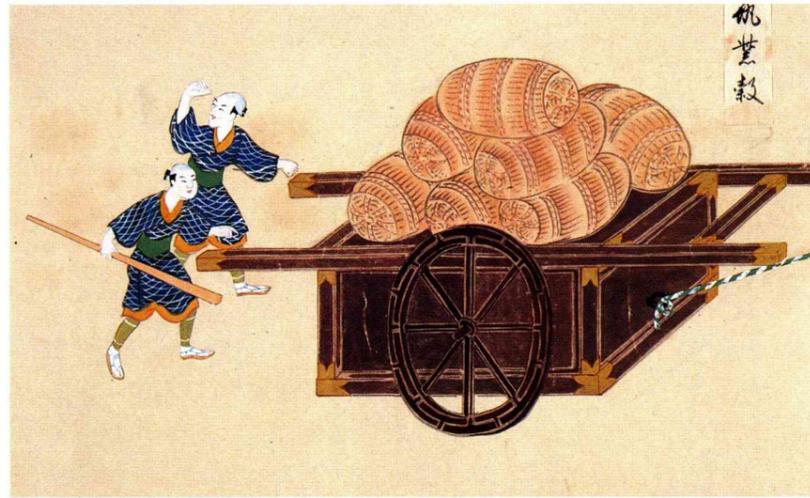
(左)小原町・宇賀昆布 (右)紺屋町・宰府栗



(左)仁王町・夷鮭 (右)藤野町・松浦鱒

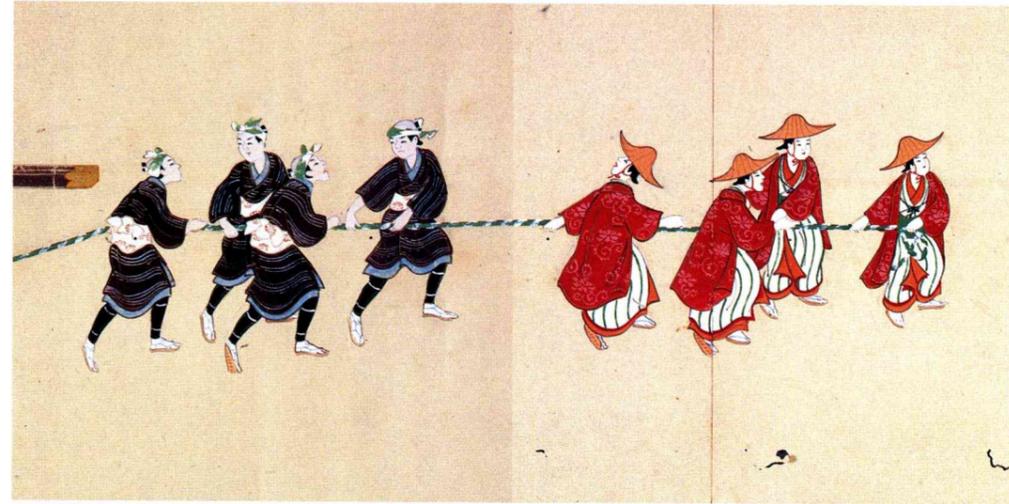


岩田町・奥漆



帆
葉
穀

川崎町



筑紫米



桜段尻





図7 ミニアチュール「ヌルメーナ」(「アルコールとモスクワ」より転載)